尾鷲市地域防災計画
資料編

令和７年２月

目　　次

第１　総則関係 1

資料 1-1　尾鷲市防災会議条例 1
資料 1-2　尾鷲市防災会議委員名簿 2
資料 1-3　災害履歴 4

第２　災害予防関係 14

資料 2-1　尾鷲市災害時防災支援協力員の設置に関する要綱 14
資料 2-2　尾鷲市自主防災組織名及び主な防災資機材 16
資料 2-3　災害協定一覧 19
資料 2-4　備蓄計画 22
資料 2-5　防災倉庫と資機材 24
資料 2-6　避難誘導標識板・市街地表示式避難地案内板・太陽電池式避難誘導標識設置場所 27
資料 2-7　指定避難場所・避難所一覧 28

第３　災害応急対策関係 32

資料 3-1　尾鷲市災害対策本部条例 32
資料 3-2　尾鷲市災害対策本部条例施行規則 33
資料 3-3　尾鷲市災害派遣手当等の支給に関する条例 35
資料 3-4　災害救助法による救助の程度、方法及び期間 36
資料 3-5　緊急輸送道路網図 42
資料 3-6　災害対策用防疫薬剤一覧 43

第４　東海地震対策関係 44

資料 4-1　尾鷲市地震災害警戒本部条例 44

第５　風水害等対策関係 45

資料 5-1　重要水防箇所一覧 45
資料 5-2　樋門・水門等の管理体制 46
資料 5-3　土砂災害警戒区域一覧 47
資料 5-4　山地災害危険地区一覧 57
資料 5-5　土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域内災害時要援護者利用施設等一覧 61
資料 5-6　洪水浸水想定区域一覧 62
資料 5-7　気象警報等の種類と発表基準 63

第６　災害復旧・復興関係 64

資料 6-1 尾鷲市災害弔慰金の支給等に関する条例 64
資料 6-2 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 68

第１　総則関係

資料 1-1　尾鷲市防災会議条例

昭和 38 年６月 26 日
条例第 20 号

（目的）
第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第６項の規定に基づき、尾鷲市防災会議（以下「防災会議」という。）所掌事務及び組織を定めることを目的とする。
（所掌事務）
第２条　防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
（１）　尾鷲市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
（２）　市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
（３）　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
（会長及び委員）
第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。
２　会長は、市長をもって充てる。
３　会長は、会務を総理する。
４　会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
５　委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
（１）　三重県の知事の部内職員のうちから市長が任命する者
（２）　三重県警察官のうちから市長が任命する者
（３）　市長がその部内の職員のうちから指名する者
（４）　教育長
（５）　消防長、消防署長及び消防団長
（６）　前各号のほか、市長が特に必要と認めて任命する者
６　前項の第１号、第２号、第３号及び第６号の委員の定数は、市長が別に定めるものとする。
（専門委員）
第４条　防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
２　専門委員は関係地方行政機関の職員、三重県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。
（議事）
第５条　前各号に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は会長が防災会議にはかって定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1-2　尾鷲市防災会議委員名簿

	区分	名称又は勤務先	職名
1	会 長	尾鷲市	尾鷲市長
2	指定地方行政機関	三重森林管理署尾鷲森林事務所	地域統括森林官
3	指定地方行政機関	尾鷲海上保安部	部長
4	指定地方行政機関	国土交通省紀勢国道事務所	尾鷲維持出張所長
5	指定地方行政機関	津地方気象台	津地方気象台長
6	知事の部内の機関	紀北地域活性化局	局長
7	知事の部内の機関	尾鷲建設事務所	事務所長
8	知事の部内の機関	尾鷲保健所	所長
9	知事の部内の機関	尾鷲農林水産事務所	事務所長
10	警　察	尾鷲警察署	署長
11	市長の部内の機関	尾鷲市	尾鷲副市長
12	市長の部内の機関	尾鷲市	尾鷲総合病院長
13	市長の部内の機関	尾鷲市	総務課長
14	市長の部内の機関	尾鷲市	市民サービス課長
15	市長の部内の機関	尾鷲市	建設課長
16	市長の部内の機関	尾鷲市	尾鷲総合病院事務長
17	市長の部内の機関	尾鷲市	水道部長
18	教育委員会	尾鷲市教育委員会	教育長
19	教育委員会	尾鷲市教育委員会	総務課長
20	消防機関の長	三重紀北消防組合	消防長
21	消防機関の長	尾鷲消防署	署長
22	消防機関の長	尾鷲市消防団	団長
23	指定公共機関	日本郵便株式会社 尾鷲郵便局	局長
24	指定公共機関	東海旅客鉄道（株）	駅長
25	指定公共機関	西日本電信電話株式会社三重支店	設備部長
26	指定公共機関	尾鷲三田工事所	所長
27	指定公共機関	中部電力パワーグリッド（株）	尾鷲営業所長
28	指定地方公共機関	尾鷲市社会福祉協議会	会長
29	市長が任命する者	尾鷲商工会議所	会頭
30	市長が任命する者	紀北医師会	会長
31	市長が任命する者	尾鷲市議会	議長
32	市長が任命する者	尾鷲市自治会連合会	会長
33	市長が任命する者	尾鷲市自主防災会連絡協議会	会長

資料 1-2　尾鷲市防災会議委員名簿

	区分	名称又は勤務先	職名
34	市長が任命する者	尾鷲市区長会	会長
35	市長が任命する者	尾鷲市婦人の会連絡協議会	会長
36	市長が任命する者	尾鷲ロールコールクラブ	会長
37	市長が任命する者	尾鷲商工会議所女性会	会長
38	市長が任命する者	尾鷲市民生委員児童委員協議会	副会長
39	市長が任命する者	尾鷲市民生委員児童委員協議会	理事

資料 1-3　災害履歴

1. 地震津波

(1) 総合

① 過去の関係ある地震津波災害一覧表

発生日時			震央				規模M	津波有
西暦	日本歴	時刻	地名	経度	緯度	補説		
1707. 10.28	宝永 4.10	14時頃	東海道・南海道 畿内及び東山 西海道の一部	135.9	33.2	東海道及び 南海道沖	8.4	○
1854. 12.23	嘉永 7.11	9時15分頃	東海・東山 南海諸道	137.8	34.1	東海道沖	8.4	○
1854. 12.24	嘉永 7.11	17時頃	伊勢海より 九州北東部 土佐・阿波 紀伊	135.6	33.2	南海道沖	8.4	○
1944 12. 7	昭和 19.12	13時36分	東南海沖	136.62	33.7		7.9	○
1946 12.21	昭和 21.12	4時19分	南海道沖	135.7	33.0		8.0	○

※震央とは震源の真上の地図上の位置、経度・緯度で示される。

資料 1-3　災害履歴

市内の浸水域の記録	市内		県内外の被害記録		備考	
	人命	家屋	人命	家屋		
北川筋坂場の後まで 林浦・野地村まで 金剛寺本堂は潮3尺 波高　尾鷲で約5m	1,000 余人	須賀利 曽根 天満 矢浜は 半分流出	全地域計 4,900人	潰家　29,000 山田 四日市 津に 潰家多し	串本で1.2m南上がりの 傾動 久礼　25.7m 波高　種崎　23.0m 室戸　6.5m	
・中久留中程 ・今町浦上屋舗まで 来り柏町流れる ・林は常声時の角まで ・北川は坂場まで ・金剛寺本堂で床上3尺 ・賀田宝永の津波より3尺4寸～5寸低 ・漁船は念仏寺の後畑中に2隻	207人以上 （旧尾鷲町 145人）		990以上	死者多数 （山田・鳥羽 四日市）	津・松阪 付近の局 地被害 家屋流出 破損倒潰 もあり	宇久井・三輪崎等の浜の 地形は津波のため低下 伊勢湾沿岸・熊野浦 津波被害拡大 志摩甲賀……10m 二木島…… 9m 一部で最高20mに達する 道路亀裂・泥水吹出 前日の約32時間後に発震 久礼…… 16.1m 種崎…… 11.0m 室戸……　3.3m 土佐で最高波高28m
・須賀利は寺門前階段の下部2段まで ・尾鷲は元主婦の店栄町店辺りまで尾鷲約6m、九鬼5m、早田5.3m、三木浦4m、古江2.7m、賀田約9m、曽根5.3m、梶賀4.5m	65	818	死亡 169人 負傷 219人 （県下）	全潰 1,805 半潰 3,285 流出 2,643 （県下）	尾鷲で震度5 紀伊半島東岸で30～40cm沈下 錦6m、三崎5.5m、 州の崎8.1mの波高 熊野灘沿岸で8～10mの波高 発震後約15分で来襲（尾鷲）	
新川原町路上 で21cm				引本 （倒壊）15 （半壊）13 相賀 （倒壊）6 （半壊）10 県下 流出23 浸水 1,435	串本で70cmの南上りの傾動 尾鷲で約60cmの沈下震度5 新宮で大火災発生2400戸焼失 県内で最大波高4～6m 被害は25府県にわたる	

(2) 被害

①安政地震津波による被害状況　　(1854年12月23・24日)

地区	字名	総人口	人間			総戸数	家屋						
			死者不明数	%	その他		倒壊流失		半壊半流失		浸水		その他
							戸数	%	戸数	%	戸数	%	
尾鷲地区	元堀・北浦	456	5	1	(41%) 犠牲者 188人	93			69	74	14	15	北浦は皆流失
	元野地村	586			(4%) 犠牲者 21人	115					26	23	
	元中井浦	1250	79	6	(77%) 犠牲者 965人	307	287	94					他に旅人死亡25人
	元南浦	710	23	3	(78%) 犠牲者 555人	203	199	98					
	元林浦	727	57	8	(65%) 犠牲者 473人	202	51	25	6	3			他に旅人死亡11人
	天満浦	168			(79%) 犠牲者 132人	35	24	69	12	34			
	元水地浦	16			(100%) 犠牲者 16人	4							無事
	矢浜村	620			(18%) 犠牲者 111人	105	21	20	3	3			
	向井村	272				58							無事
	大曽根浦	185				25							無事
	行野浦	148				33							無事
	小計	5,138	164	3	(48%) 犠牲者 2,416人	1,180	582	49	90	8	40	3	旅人死亡36人
須賀利村		473	1～2	0.3	(62%) 犠牲者 295人	120	24	20	31	26	41	34	

資料 1-3　災害履歴

地区	字名	総人口	人間			総戸数	家屋						
			死者 不明数	%	その他		倒壊 流失		半壊 半流失		浸水		その他
							戸数	%	戸数	%	戸数	%	
九鬼	九鬼浦	656			(14%) 犠牲者 93人	160	27	17	63	39	27	17	
	早田浦				犠牲者 203人	100余	約40	40					
	小計	656			犠牲者 296人								
北輪内	三木浦												
	三木里村					約200	約100	50					
	名柄						4						
	小計												
南輪内	賀田村		6			約300	約73 ～120	平均 32					
	古江												
	曽根浦					100余	約20	20					
	梶賀浦					約100	約10 ～20	平均 15					
	小計												
合計		6,267	171～ 172		犠牲者 3,052	2,260～	880～		184		108		旅人等 36～

備考	
	1　1854年12月23日9時15分頃、東海道沖で発震し、続いて約32時間後に南海道※沖で発震（24日17時頃）している。 2　23日と24日の被害は区別つきにくい。 ※　紀伊・淡路・阿波・讃岐・伊予・土佐の六国よりなる。

② 東南海地震津波による被害状況

地区名		市史年表より		中央気象台　東南海大地震調査概況より						その他
		死者	流失家屋	死者	不明者	家屋の被害				
						全壊流失	半壊	浸水	その他	
尾鷲		38	531	29	67	604	139	1,644		高町に応急仮設住宅10棟を建て300世帯を収容。他にも建てる。腸チフス発生する。
須賀利			14							
九鬼	九鬼					56	4	247		
	早田					10	0	48	倉庫10棟流失	
	小計	4	57	0	0	66	4	295		
北輪内	三木浦							?	住家流失6　大破13 中破6　小破79棟	
	小脇・名柄						?	やや有		
	三木里					?	15	?	住家流失20　中破13 小破48棟	
	小計	0	25			117	58	194	住家流出全壊　40 半壊　46	
南輪内	古江					?	?	27		
	賀田					172	36	150余		
	曽根					13	?	?		
	梶賀					?			不詳	
	小計	23	191			236	69	184～	住家流失全壊　141 半壊　53	
合計		65	818			1023～	270～	2317～		
備考	① 戦時下のため詳報の公表はされなかった。中央気象台の資料も当時極秘扱いのもの ② 北輪内、南輪内は大本警察署調。尾鷲は尾鷲警察署調。他は気象台の係官による。									

③ 南海道地震による津波の被害状況

地区名	床下浸水	床上浸水	流失家屋
尾鷲	60	0	0
九鬼	23	15	0
三木里	12	80	1
賀田	20	85	23
曽根	4	28	0
合計	119	208	24

④　チリ沖地震津波による被害状況

地区別		被害人員		人の被害(軽傷)	建物の被害					
		合計	床上以上の被災人員		全壊	流失	半壊	床上浸水	床下浸水	合計
住家	尾鷲	2,605	1,671	1	6	1	3	377	219	606
	須賀利	478	326					73	26	99
	賀田	209	21					5	46	51
	曽根	5							1	1
	計	3,297	2,018	1	6	1	3	455	292	757
非住家	尾鷲				2	5	6	19	7	39
	須賀利							3		3
	賀田							3	11	14
	曽根								2	2
	計				2	5	6	25	20	58
合計	尾鷲	2,605	1,671	1	8	6	9	396	226	645
	須賀利	478	326					76	26	102
	賀田	209	21					8	57	65
	曽根	5							3	3
	計	3,297	2,018	1	8	6	9	480	312	815

(3) 波高

①　市内における津波の波高（概況）

（単位　m）

	1707年 宝永地震	1854年 安政地震	1944年 東南海地震	1946年 南海道地震	1960年 チリ地震津波
尾鷲	5	6	6	2	3.4
地区					天満2.7 大曾根2.7 行野2.4
須賀利		4.8			2
九鬼			5.4	0.8	3
早田			5.3		0.5
三木浦			4	3.6	1.4
三木里			名柄4.0 4.5	3.8	1.5
古江			2.7		1.2
賀田	約10	9	9	5.5	2
曽根			5.3	4.5	1.5
梶賀			4.5	4.5	1.5
備考		紀伊半島 9m	熊野灘沿岸 8～10m	三重県南 4～6.6m	県下最高 3～4m

②東南海・チリ沖地震津波における波高（詳細）

S.55.11東大地震研究所（現地痕跡調査による）

測定地点	東南海			チリ		
	T・P・上cm	地上高cm	摘要	T・P・上cm	地上高cm	摘要
天満浦　102の4　永井鉄工所	531.8	343		362.8	174	
北浦町　1の10　湯浅悌	480.0	211				
〃　3の5　山口重夫賃家				293.0	92	床上浸水
〃　5の1　湯浅	482.5	(140)	床上97cm			
〃　5の33　竹本	504.8	142				
〃　5の37　湯浅　昌平	488.9	119		(360)	(10)	道路浸水
〃　8の9　山城酒屋	392.0	120				
〃　9の18　中村仁	470.0	157		(313)	(5)	道路浸水
〃　10の17　高浜精作	425.3	76				浸水せず
〃　11の8　金剛寺	358.2	83	境内に小魚上が			
〃　12の5　尾鷲神社	(433.1)	30	浸水高70cmの証もある			
港町　1の1　中山冷蔵				317.4	93	床上30cm
〃　1の9　伊藤石油				294.3	65	道路上65cm浸水
〃　5の8　スガリ屋						浸水せず？
〃　6の8　吉田荘太郎	549.4	214		(320)		道路浸水
〃　7の26　湯浅芳一	447.4	105				道路浸水せず
〃　7の27　浜藤	485.3	154				道路浸水せず
〃　9の1　仲薫	461.9	196		310.0	43	
〃　9の8　東康利	443.6	222		240.0	49	
〃　10の19　斉藤洋服店				289.4	83	床上浸水
〃　11の2　山本海産店	443.8	218	1軒のみ流失免れ	277.8	62	
〃　11の13　滝本菓子店	407.3	204				
〃　11の15　垣内魚店	388.6	178				床上30cm
〃　12の21　湯浅基久				289.4	65	
〃　12の23　松井小物物店				300.2	95	床上浸水
港町　13の3　谷口干魚店				286.1	75	床上浸水
港町　13の22　古田魚屋				260.0	41	
港町　13の24　橋爪忠市				266.3	40	
中井町　1の19　植地時計店	324.0	99		230.0	3	タタミがぬれる
〃　3の11　埋七屋	312.0	70				
〃　3の29　大倉自転車				241.9	27	床下浸水
〃　4の23　相賀昭郎				307.5	88	
〃　5の10　吉屋	402.2	90		(320)	(10)	床下浸水
〃　6の7　河合屋	347.8	74		273.8		道路浸水なし
〃　6の7　コロナ写真館			床上66cm	(284)	10	
〃　6の37　谷口酒屋	336.0	62		264.0	(30)	床下浸水
〃　8の1　中村辰平	320.8	17				
〃　10の14　金助屋薬局		0	浸水せず			

資料 1-3　災害履歴

測定地点	東南海			チリ		
	T・P・上cm	地上高cm	摘要	T・P・上cm	地上高cm	摘要
〃　12の15 垣内薬局	299.4	38				
栄町　1の13 旧大鷲館			この付近で波先止まる			
〃　8の19 明慶タバコ屋	418.2	82		(330)	(5)	川一杯に溢れる
朝日町　1の18 土井鉄工所				343.4	124	
〃　3の15 あさひ旅館				322.4	5	
〃　3の16 内山龍夫	506.0	166	床上124cm			
〃　5の10 植松指圧院	522.7	135				浸水せず
〃　6の10 浜田とよえ	473.2	134				浸水せず
〃　6の13 中村八百屋	454.5	65				浸水せず
〃　8の3　植地岩次郎	417.0	7	下駄が浮く			
〃　8の9　小川洋品店	507.4	130	床上142cm			浸水せず
〃　8の26 万助屋		0	浸水せず			
〃　9の1　北村智	352.9	7				
〃　9の20 吉沢理髪店	366.6	8				浸水せず
〃　9の27 山都俊平	365.4	24				浸水せず
朝日町 10の3　岩崎拡義		(10)	土間を潮流れる			
〃　10の6　内山教三		0	浸水せず			
〃　11の15 大紀呉服店		(10)	道路すれすれ店に入らず			
〃　12の5　沢田医院		(10)	道路浸水			
林町　2の4　水産試験場	559.4	282		361.4	84	
〃　4の34 久保松吉	553.0	214	鴨居まで潮つく			浸水せず
〃　7の4　浜権太郎	540.3	216				浸水せず
〃　7の27 山本謹八	474.6	90				
〃　9の25 長谷川正平	474.4	59				
〃　9の34 大川正	434.6	124				浸水せず

(4) 浸水区域図

①チリ地震津波浸水区域（尾鷲地区）

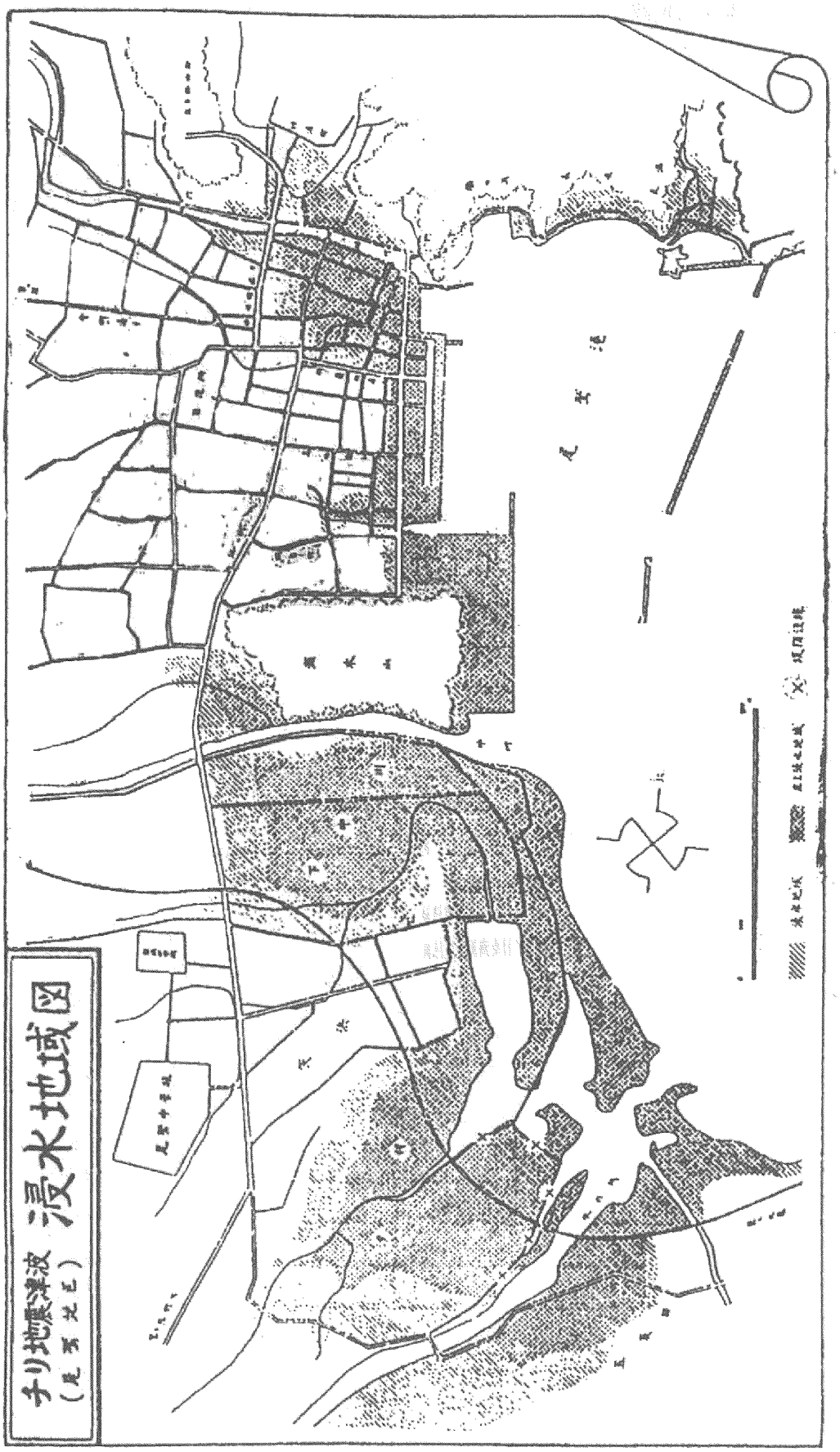

②東南海地震津波とチリ地震津波の浸水区域比較図（尾鷲地区）

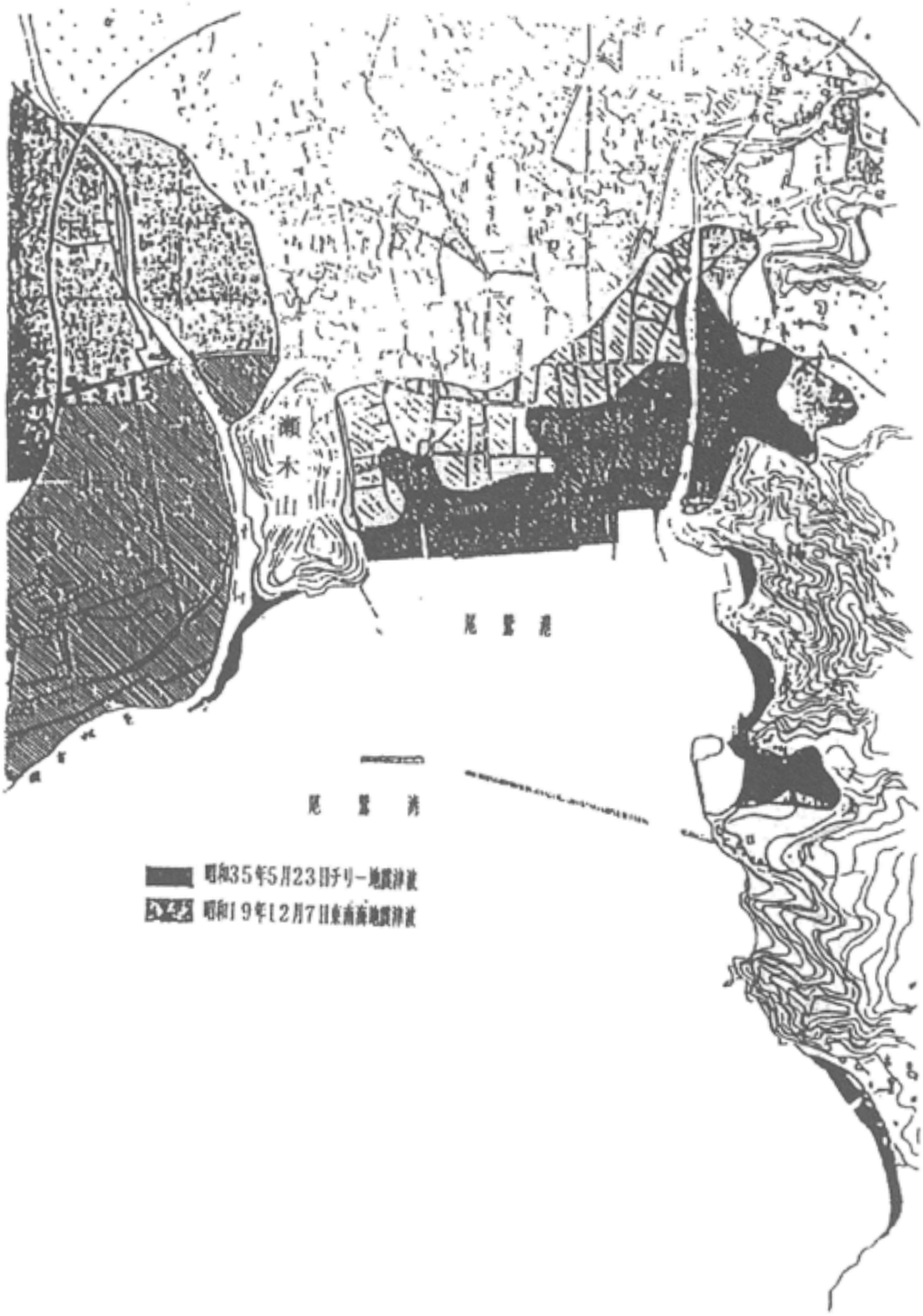

第２　災害予防関係

資料 2-1　尾鷲市災害時防災支援協力員の設置に関する要綱

平成 18 年 5 月 18 日
告示第 18 号

（趣旨）

第１条　この要綱は、大規模災害時において市民の被害軽減に寄与するため、尾鷲市（以下「市」という。）及び尾鷲消防署を退職した職員（以下「元職員」という。）が有する知識、技能、経験を活用し、市の行う防災活動を支援する尾鷲市災害時防災支援協力員（以下「協力員」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

（協力員）

第２条　協力員は、原則として尾鷲市に居住する 70 歳未満の元職員で、あらかじめ市に登録をした者とする。

（活動内容等）

第３条　協力員は、次の各号に掲げる場合において、あらかじめ指定された庁所に参集するものとする。

(1)　尾鷲市内において震度６弱以上の地震が発生し、かつ、市内全域に被害が拡大していると予想されるとき。

(2)　その他大規模災害において特に市長が必要と認めるとき。

2　協力員は、次に掲げる活動に従事するものとする。

(1)　参集途上における被害及び道路状況等の把握

(2)　避難収容所における市民に対する応急救護活動

(3)　庁所における市民への対応（避難所等の案内、情報の提供、広報等）

(4)　被害状況の収集及び通報

(5)　救援物資の整理、配送

3　協力員は、前項の活動に従事するにあたっては、防災危機管理課長又は尾鷲市役所出張所処務規程（昭和 36 年尾鷲市規程第３号）第１条に規定するセンター長の指導及び助言を受けるものとする。

（登録）

第４条　市長は、協力員に登録する旨の申出を受けたときは、当該申請者に対し趣旨、活動内容等を十分に説明し、当該登録の意志を確認したのち、尾鷲市災害時防災支援協力員登録申込書（様式第１号）（以下「登録申込書」という。）を受理するものとする。

2　市長は、前項の登録申込書を受理したときは、別に定める名簿に登録し、登録者に対し尾鷲市災害時防災支援協力員登録証（様式第２号）（以下「登録証」という。）を交付するものとする。

3　登録証の有効期間は、登録の日から協力員が満69歳に達する日以後の最初の３月 31 日までとする。

4　前項の規定にかかわらず、登録者に登録継続の意志があり、市長が認めた場合においては、登録を更新することができる。

5　前項の規定による更新は、１年ごとに行うものとする。

6　協力員は、登録証の破損等により再交付を受ける場合又は登録申込書記載内容に変更がある場合は、尾鷲市災害時防災支援協力員登録（再交付・変更・辞退）届出書（様式第３号）により市長に届け出るものとする。

7　協力員は、登録証の有効期間を経過した場合又は登録証の有効期間の途中に登録を辞退した場合は、登録証を市長に返納しなければならない。

（支給品）

第５条　市は、協力員に対し活動時に協力員である旨を標示する標示品を交付するものとする。

2　前項に規定する標示品は、腕章、ヘルメットとする。

（災害補償）

第６条　協力員の死亡、負傷又は疾病が第３条に規定する活動によるときは、尾鷲市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 43 年尾鷲市条例第７号）の規定を適用して補償するものとする。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（平成 24 年３月 30 日告示第 17 号）

この告示は、平成 24 年４月１日から施行する。

様式第１号～第３号〈略〉

資料 2-2　尾鷲市自主防災組織名及び主な防災資機材

No	組織名	結成　年　月　日	世帯数	資機材配備状況
1	三木里防災会	昭和57年 4月 1日	425	配備済み
2	三木浦町内会	昭和60年 4月 1日	362	配備済み
3	川原町自主防災会	昭和60年 7月 1日	46	配備済み
4	倉ノ谷第5自治自主防災会	平成 2年 4月 1日	32	配備済み
5	古江地区自主防災会	平成 8年 5月 7日	336	配備済み
6	須賀利防災会	平成 8年10月 1日	229	配備済み
7	九鬼地区防災会	平成 8年10月 4日	400	配備済み
8	桜の宮地区自主防災会	平成 8年12月10日	51	配備済み
9	早田地区防災会	平成 9年 1月16日	116	配備済み
10	曽根自主防災会	平成 9年 1月16日	141	配備済み
11	梶賀区防災会	平成 9年 2月24日	124	配備済み
12	賀田防災会	平成 9年 3月12日	397	配備済み
13	行野浦自主防災会	平成 9年 9月15日	55	配備済み
14	大曽根浦自主防災会	平成 9年 9月15日	152	配備済み
15	向井自主防災会	平成 9年 9月15日	257	配備済み
16	矢浜自治会自主防災会	平成 9年 9月15日	487	配備済み
17	天満浦自主防災会	平成 9年 9月15日	34	配備済み
18	天満第2自主防災会	平成 9年 9月15日	64	配備済み
19	北浦第4自主防災会	平成 9年 9月15日	72	配備済み
20	光ヶ丘そばこ会自主防災会	平成 9年 9月15日	41	配備済み
21	北浦第2地区自主防災会	平成10年 5月20日	34	配備済み
22	坂場第4地区自主防災会	平成10年 5月23日	40	配備済み
23	新川原町地区自主防災会	平成10年 6月 1日	52	配備済み
24	古戸本町地区自主防災会	平成10年 6月10日	42	配備済み
25	天満第3地区自主防災会	平成10年 7月 1日	27	配備済み
26	古里地区自主防災会	平成10年 7月 1日	19	配備済み
27	小川第3地区自主防災会	平成10年 7月15日	33	配備済み
28	新光地区自主防災会	平成10年 8月 5日	107	配備済み
29	泉すばる自主防災会	平成10年 9月23日	223	配備済み
30	小川東町第2自主防災会	平成11年 1月 6日	94	配備済み
31	倉ノ谷第6自主防災会	平成11年 3月28日	59	配備済み
32	知古町自主防災会	平成11年 7月 1日	35	配備済み
33	桜茶屋自主防災会	平成11年 7月 1日	33	配備済み
34	大滝町自主防災会	平成11年 7月 1日	118	配備済み
35	高町自主防災会	平成11年 7月 1日	118	配備済み
36	水神山自主防災会	平成11年 7月19日	134	配備済み
37	寿自主防災会	平成11年12月 1日	37	配備済み
38	宮ノ上町自主防災会	平成11年12月 1日	165	配備済み
39	友善自治会自主防災会	平成11年12月 1日	48	配備済み
40	上野町自主防災会	平成11年12月13日	137	配備済み[b1]

資料 2-2　尾鷲市自主防災組織名及び主な防災資機材

No	組織名	結成　年　月　日	世帯数	資機材配備状況
41	座ノ下自主防災会	平成11年12月13日	52	配備済み
42	国坂自主防災会	平成11年12月22日	119	配備済み
43	新田町自治会連合自主防災会	平成12年 1月12日	231	配備済み
44	北浦第6自治会自主防災会	平成12年 1月12日	91	配備済み
45	南陽町自主防災会	平成12年 1月26日	274	配備済み
46	中村町自主防災会	平成12年 2月 1日	250	配備済み
47	下新田自主防災会	平成12年 2月 3日	102	配備済み
48	馬越自治会自主防災会	平成12年 2月28日	103	配備済み
49	古戸地区自主防災会	平成12年 3月 1日	185	配備済み
50	野地町自主防災会	平成13年 6月 1日	83	配備済み
51	新町陸互自主防災会	平成13年 6月 1日	47	配備済み
52	いずみ自主防災会	平成13年 6月 1日	174	配備済み
53	名柄自主防災会	平成13年 6月 1日	42	配備済み
54	ほたる自主防災会	平成13年10月 1日	94	配備済み
55	青淵、せせらぎ自主防災会	平成13年 6月 1日	42	配備済み
56	光ヶ丘第1自主防災会	平成15年 4月 1日	78	配備済み
57	北浦第1,3自主防災会	平成15年 4月 1日	62	配備済み
58	林町、瀬木山自主防災会	平成15年 4月 1日	60	配備済み
59	野地町123自主防災会	平成15年 4月 1日	73	配備済み
60	港町自主防災会	平成15年 4月 1日	55	配備済み
61	坂場一二三自主防災会	平成15年 4月 1日	35	配備済み
62	上川原町自主防災会	平成16年 4月 1日	98	配備済み
63	茶地岡自主防災会	平成16年 4月 1日	69	配備済み
64	ささゆり自主防災会	平成21年 9月25日	47	配備済み
65	もやし自主防災会	平成22年 4月 1日	30	配備済み
66	末広町自主防災会	平成22年 4月 1日	25	未配備
67	賀田第3自主防災会	平成30年 7月29日	11	配備済み[b2]

資料 2-2　尾鷲市自主防災組織名及び主な防災資機材

○自主防災会の主な資機材名

携帯無線機	担架	ツルハシ
電子メガホン	救急医療セット	ジャッキ（油圧）
強力ライト	パイプテント	防水シート
ロープ	ボルトクリッパー	真空パック毛布
ヘルメット	チェーンソー	一輪車
消火器	剣先スコップ	給水タンク
消火器格納庫	ノコギリ	発電機
消火栓格納庫	腰ナタ	投光器
消火用ホース	カケヤ	投光器三脚
管鎗（噴霧）	テコバール	コードリール
消火栓ハンドル	横型バール	防災倉庫
消火用バケツ	テミ	パーソナルテント
アルミ脚立	ジョレン	簡易トイレ
大型炊出し器 「まかないくん」	折り畳み式ノーパンクタイヤ リヤカー	

資料 2-3　災害協定一覧

1. 他市町村等

協　定　名（締結年月日）	協定先	協力内容
災害時等相互応援協定 （平成 17 年 5 月 11 日）	上北山村（奈良県）	相互応援
三重県内消防相互応援協定 （平成 19 年 3 月 1 日）	県内の市町・消防事務組合	消防相互応援
三重県防災ヘリコプターに関する支援協定 （令和 3 年 4 月 1 日）	三重県、県内市町・消防組合	防災航空隊の派遣
三重県市町災害応援協定 （平成 24 年 5 月 14 日）	三重県、三重県市長会、三重県町村会	相互応援
災害時相互応援協定 （平成 24 年 10 月 17 日）	大野市（福井県）	相互応援
災害時相互応援協定 （平成 25 年 5 月 30 日）	摂津市（大阪府）	相互応援
災害時における相互応援及び防災に関する相互協力に関する協定書 （平成 25 年 8 月 22 日）	釜石市（岩手県）	相互応援
災害時相互応援協定 （令和 3 年 3 月 25 日）	袋井市（静岡県）	相互応援
原子力災害時における袋井市民の県外広域避難に関する協定 （令和 3 年 3 月 25 日）	袋井市（静岡県）	広域避難者の受入れ

2. 防災関係機関・民間

協　定　名（締結年月日）	協定先	協力内容
災害時の医療救護活動に関する協定書 （平成 3 年 4 月 1 日）	社団法人　紀北医師会	医療救護活動
災害時の水防資機材相互融通に関する協定　（平成 15 年 9 月 19 日）	三重県紀北県民局建設部	水防資機材の提供
災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定　（平成 18 年 5 月 26 日）	社会福祉法人長茂会、社会福祉法人愛友会　特定非営利活動法人あいあい	福祉避難所の提供
災害時における駐車場の一時使用に関する協定　（令和 4 年 11 月 29 日）	イオン リテール株式会社	駐車場の使用
災害時における応急生活物資供給に関する協定　（平成 18 年 8 月 23 日）	イオン（株）中部カンパニー	非常物資の供給
災害時における物資供給等に関する基本協定　（平成 18 年 8 月 23 日）	NPO 法人　コメリ災害対策センター	非常物資の供給
災害時非常無線通信の協力に関する協定　（平成 19 年 3 月 20 日）	尾鷲ロールコールクラブ	非常無線通信
避難所施設利用に関する協定 （平成 19 年 11 月 1 日）	おわせ海洋深層水 株式会社もくもくしお学舎	避難所の提供

資料 2-3　災害協定一覧

協　定　名（締結年月日）	協定先	協力内容
災害応急復旧工事などの協力に関する協定　（平成 20 年 1 月 30 日）	尾鷲市建設業協会	応急復旧工事
災害時における物資供給に関する協定（平成 20 年 9 月 1 日）	株式会社　主婦の店	非常物資の供給
樋門等の操作業務に係る協定（平成 21 年 3 月 31 日）	三重県	樋門操作
災害時動物救護活動に関する協定（平成 22 年 3 月 19 日）	社団法人三重県獣医師会紀州支部	動物救護
災害時の情報交換に関する協定（平成 23 年 7 月 13 日）	国土交通省　中部地方整備局	情報交換
災害時における水道管路施設の応急復旧工事等の協力に関する協定（平成 30 年 12 月 28 日）	尾鷲水道事業組合	水道の応急復旧
災害時に備えた相互協力に係る確認（平成 24 年 5 月 14 日）	尾鷲警察署	災害応急対策の協力
災害時における浴場の使用等に関する協定　（平成 24 年 9 月 11 日）	三重県公衆浴場業生活衛生同業組合　尾鷲支部	浴場の提供
津波時における一時避難施設としての使用に関する協定（令和 5 年 4 月 1 日）	株式会社 OCK Ba-mi	津波避難施設の提供
災害時における LP ガス等の調達に関する協定　（平成 24 年 12 月 5 日）	三重県紀北 LP ガス協議会	ＬＰガス等の供給
防災拠点災害対応機器備蓄に関する覚書　（平成 24 年 12 月 5 日）	社団法人三重県エルピーガス協会	災害危機備蓄の提供
津波時における一時避難施設としての使用に関する協定（平成 25 年 1 月 8 日）	西日本電信電話株式会社三重支店	津波避難施設の提供
災害支援協力に関する覚書（平成 15 年 9 月 19 日）	尾鷲郵便局	情報・施設の提供
災害救助に必要な物資の調達と普及啓発に関する協定（平成 25 年 2 月 15 日）	一般社団法人日本非常食推進機構	非常物資の供給、防災啓発事業の推進
災害時における葬祭業務に関する協定（平成 25 年 4 月 16 日）	三重県葬祭業協同組合	棺・葬祭用品の供給、遺体の搬送、遺体安置施設の提供等
津波時における一時避難施設としての使用に関する協定（平成 25 年 10 月 16 日）	特定非営利活動法人あいあい	津波避難施設の提供
避難所施設利用に関する協定書（平成 26 年 10 月 28 日）	尾鷲高等学校	避難施設の提供
映像情報の提供及び活用等に関する基本協定（平成 27 年 2 月 26 日）	東邦ガス株式会社	映像情報の提供
災害時における石油類燃料の供給に関する協定（平成 27 年 4 月 16 日）	三重県石油商業組合紀北支部	石油類燃料の供給
防災に関する応援協定（平成 27 年 5 月 12 日）	公共社団法人三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	尾鷲市管理公共施設等の登記等に関する応援

資料 2-3　災害協定一覧

協　定　名（締結年月日）	協定先	協力内容
害時における地図製品等の供給等に関する協定書（平成 27 年 12 月 22 日）	株式会社ゼンリン 中部エリア統括部	地図製品等の供給
災害情報（映像情報の提供及び活用等）に関する協定（平成 28 年 3 月 1 日）	国立大学法人三重大学	映像情報の提供
尾鷲市、中部電力株式会社、国立研究開発法人防災科学技術研究所及び国立研究開発法人海洋研究開発機構との間における協力に係る協定書 （平成 28 年 4 月 1 日）	中部電力株式会社、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構	ＤＯＮＥＴ観測データを用いた公共の安全確保のための相互協力
災害時における協力に関する協定 （平成 28 年 10 月 7 日）	一般社団法人全国日本冠婚葬祭互助協会	棺・葬祭用品の供給、遺体の搬送、遺体安置施設の提供等
津波時における一時避難施設としての使用に関する協定 （平成 28 年 8 月 31 日）	尾鷲物産株式会社	津波避難施設の提供
災害ボランティアセンターの設置と運営等に関する協定(平成 29 年 2 月 28 日)	社会福祉法人　尾鷲市社会福祉協議会	災害ボランティアセンター、サテライトの設置及び相互協力
災害発生における尾鷲市と尾鷲市内郵便局の協力に関する協定 （平成 29 年 3 月 24 日）	日本郵便株式会社尾鷲郵便局 日本郵便株式会社尾鷲駅前郵便局	緊急車両の提供、郵便局ネットワークを活用した広報活動等
尾鷲市と株式会社第三銀行尾鷲支店の災害協力に関する協定 （平成 29 年 6 月 8 日）	株式会社第三銀行尾鷲支店	緊急車両の提供、第三銀行ネットワークを活用した広報活動等
避難所施設・物資拠点等利用に関する協定（平成 29 年 6 月 8 日）	三紀産業株式会社	大規模災害時において避難所又は物資拠点としての施設利用等
大規模災害時における小型無人機による情報収集に関する協定 （平成 29 年 8 月 10 日）	一般社団法人三重県ドローン協会	二次災害等危険がある場合においての情報収集活動
地域ＢＷＡを利用した避難所Wi-Ｆｉに関する提供機器と回線提供について （平成 29 年 10 月 2 日）	株式会社ＺＴＶ	避難所開設時における無線を介してのインターネット利用
災害時における支援協力に関する協定書（平成 30 年 10 月 31 日）	生活協同組合コープみえ	非常物資の供給緊急輸送
避難所施設利用に関する協定（平成 30 年 11 月 1 日）	尾鷲民生事業協会	避難施設の提供
地震等災害時の応急対策活動の協力に関する協定（平成 30 年 11 月 22 日）	三重県建築士会紀北支部	被災建築物の応急危険度判定
特設公衆電話の設置及び利用・管理等に関する覚書（令和元年 5 月 20 日）	西日本電信電話株式会社	特設公衆電話の提供
災害時における応急復旧工事等の協力に関する協定書（令和元年 5 月 20 日）	紀州尾鷲石材協同組合	応急復旧工事
災害対策用備蓄物資の有効活用の協力に関する協定（令和 2 年 5 月 21 日）	一般社団法人日本非常食推進機構	備蓄物資の有効活用

資料 2-3　災害協定一覧

協　定　名（締結年月日）	協定先	協力内容
Ｌアラートへの情報提供に係る覚書（平成 27 年 5 月 7 日）	三重県	Ｌアラートへの情報提供
災害時における避難行動要支援者（聴覚障がい者）の支援に関する協定（平成 28 年 2 月 24 日）	三重県	相互支援
災害時における被災者支援活動に関する協力協定（平成 28 年 7 月 13 日）	三重県司法書士会	災害時において、相続・不動産登記に関する相談業務
災害時における協力に関する協定書（平成 28 年 9 月 28 日）	三重県行政書士会	被災者台帳の作成支援・被災者支援電話相談等
避難所施設利用に関する協定書（平成 29 年 3 月 29 日）	三重県、株式会社熊野古道おわせ、特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク	避難所としての施設利用
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定（令和 3 年 2 月 16 日）	株式会社　キナン	レンタル機材の提供
三重県震度情報システムの管理運用に関する協定（令和 3 年 4 月 1 日）	三重県	震度情報システムの観測設備の配備
災害廃棄物等の処理に関する基本協定（令和 3 年 5 月 10 日）	大栄環境株式会社	災害廃棄物の処理に関する支援
防災行政無線等の再送信に関する防災協定書（令和 6 年 10 月 25 日）	株式会社ＺＴＶ	防災行政無線及び防災メールのデータ放送による再送信[b3]
災害時等における活動の協力に関する覚書（令和 3 年 8 月 26 日）	自衛隊協力会　国防の会	災害時における支援
災害時における相互連携に関する協定（令和 3 年 11 月 22 日）	中部電力パワーグリット株式会社	災害時における早期停電復旧
各種災害時におけるマルチコプターを用いた情報収集および情報連携に関する協定（令和 3 年 12 月 1 日）	中部電力パワーグリット株式会社	情報収集及び情報連携
災害時の福祉避難所に関する協定（令和 4 年 4 月 1 日）	社会福祉法人　長茂会	福祉避難所の提供
災害時における物資輸送等に関する協定　（令和 4 年 7 月 12 日）	ヤマト運輸株式会社	物資輸送及び物資拠点施設運営等の協力
災害時における電動車両等の支援に関する協定書（令和 4 年 10 月 12 日）	三重三菱自動車販売株式会社 三菱自動車工業株式会社	電動車両等の貸与
災害等緊急時における支援協力に関する協定書（令和 4 年 12 月 2 日）	特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン	航空機等を活用した支援、避難所運営・物資輸送支援
災害時における資機材のレンタルに関する協定（令和 5 年 5 月 22 日）	株式会社ダイワテック	レンタル機材の提供

資料 2-3　災害協定一覧

協　定　名（締結年月日）	協定先	協力内容
災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協力書 （令和５年８月 30 日）	佐川急便株式会社	物資受入及び配送等の協力
災害発生時における調査及び災害対応復旧工事に関する協定 （令和６年２月 26 日）	三重県水門・水環境施設協会	被害調査・施設復旧工事等
災害時の歯科医療救護に関する協定書 （令和６年３月 25 日）	一般社団法人尾鷲歯科医師会	避難所等での歯科医療救護活動
災害時の福祉避難所に関する協定書 （令和６年３月 27 日）	有限会社尾鷲介護サービスライト	福祉避難所の提供
津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書 （令和６年８月７日）	津財務事務所	津波避難施設の提供
災害時の協力に関する協定書 （令和６年 11 月 22 日）	三重県農業共済組合	被災建造物の調査に関する協力等
災害時における緊急物資輸送等に関する協定書 （令和６年 12 月 20 日）	三重県トラック協会紀北支部	物資輸送及び物資拠点施設運営の協力等[b4]

資料 2-3　災害協定一覧

3. 県関係

協　定　名（締結年月日）	協定先	協力内容
避難所施設利用に関する協定（県、平成24年8月3日）	三重県立尾鷲高等学校	大規模災害時の避難所の提供
災害発生時における応援協力に関する協定　（県、平成２４年８月３日）	三重県土地家屋調査士会、財団法人三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	住家の被害認定調査、登記・境界関係相談書の開設
災害時におけるテント、シート等のあっせん・供給に関する協定（県、平成25年3月14日）	三重県テントシート工業組合	テント等の供給
災害時における棺及び葬祭用品の供給等に関する協定書（県、平成23年6月16日）	三重県葬祭業協同組合、全日本葬祭業協同組合連合会	棺・葬祭用品の供給、遺体の搬送、遺体安置施設の提供等
災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定（県、平成9年4月1日）	社団法人プレハブ建築協会	応急仮設住宅の建設
災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定（県、平成25年12月6日）	一般社団法人全国木造建設事業協会	応急仮設住宅の建設
災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定（県、平成26年3月11日）	一般社団法人三重県建設業協会ほか三者連名	応急仮設住宅の建設
災害時における被災住宅の応急修理に関する協定（県、平成23年7月11日）	三重県建設労働組合	被災住宅の応急修理
災害用物資を活用した防災活動に関する協定　（県、平成24年8月17日）	一般社団法人日本非常食推進機構	災害用物資の受援体制の整備
三重県災害等廃棄物処理応援協定（県、平成16年10月29日）	県、県内市町等	し尿等一般廃棄物の処理
災害時におけるがれき等の廃棄物の処理に関する応援協定（県、平成16年10月15日）	一般社団法人三重県環境保全事業団	がれき等の撤去・収集・運搬・処分
災害時におけるがれき等の廃棄物の処理に関する応援協定（県、平成16年4月28日）	一般社団法人三重県産業廃棄物協会	がれき等の撤去・収集・運搬・処分
地震等大規模災害時における公共建築物の清掃及び消毒等に関する協定書（県、平成24年8月28日）	社団法人三重県ビルメンテナンス協会	公共建築物の清掃・消毒等
三重県水道災害広域応援協定書（県、平成9年10月21日）	県内の市町・水道用水供給事業者	応急給水・復旧
災害時における一般廃棄物の処理等に関する無償救援協定（平成16年3月30日）	三重県環境整備事業協同組合	災害廃棄物の処理等
災害時におけるがれき等の廃棄物の処理に関する応援協定（平成26年3月3日）	一般社団法人三重県清掃事業連合会	災害廃棄物の処理等
循環型社会の形成の推進に関する協定（平成27年8月28日）	太平洋セメント株式会社、いなべ市	災害廃棄物の処理等

（注）県関係の協定は、市から要請できるもの及び市に対しての協力があるものである

資料 2-4　備蓄計画

1. 備蓄目標

品目	現数		目標	
非常食	アルファ化米 えいようかん	40,000食 14,000食	アルファ化米 えいようかん	8,000食/年 2,800食/年

2. 各地区備蓄配布計画

地区	非常食 (アルファ化米)	毛布	飲料水用ポリ袋 (6ℓ)	災害時用敷マット
尾鷲地区	30,400食[b5]	2,960枚	3,780枚	2,960枚
須賀利地区	600食	60枚	100枚	60枚
九鬼地区	1,200食	140枚	200枚	140枚
早田地区	500食	50枚	50枚	50枚
三木浦地区	1,900食	180枚	200枚	180枚
三木里地区	1,550食	180枚	200枚	180枚
古江地区	800食	140枚	150枚	140枚
賀田地区	1,650食	170枚	200枚	170枚
曽根地区	700食	60枚	60枚	60枚
梶賀地区	700食	60枚	60枚	60枚
計	40,000食	4,000枚	5,000枚	4,000枚

3. 災害時非常食等各地区現有数

	配布地区及び 備蓄場所	非常食 (アルファ) (食)	保存水 (本)	毛布 (真空パック) (枚)	飲料水用 ポリ袋 (6ℓ) (枚)	災害時用 敷きマット (枚)	調査年月日
1	尾鷲市防災センター	14,750	1,200	170	1,004	132	R6.4.11
2	東紀州くろしお学園おわせ分校			2,011	2,578	2,235	R6.7.11
3	中央公民館			42		37	R6.10.30
4	中村山防災倉庫	1,050	78	20			R6.4.25
5	尾鷲市福祉保健センター	1,200	60	40		60	R6.6.11
6	第一保育園	250	18	60		10	R6.10.15
7	尾鷲乳児保育園	150	12				R6.10.15
8	第三保育園	2,000	150	50		20	R6.5.17
9	ひのきっここども園	250	90	50		20	R6.5.17
10	矢浜保育園	1,050	90	50		20	R6.5.17
11	宮之上小学校	500	54	20		98	R6.6.27
12	尾鷲小学校	1,000	102	20		100	R6.6.27
13	矢浜小学校	3,000	300	300	300	300	R6.5.21
14	向井小学校	1,100	228	100		60	R6.5.21
15	尾鷲中学校	100	30				R6.7.25
16	尾鷲高等学校	2,100	552				R6.6.17

	配布地区及び備蓄場所	非常食（アルファ）（食）	保存水（本）	毛布（真空パック）（枚）	飲料水用ポリ袋（6ℓ）（枚）	災害時用敷きマット（枚）	調査年月日
17	天満荘	500	48				R6.4.25
18	北浦町会館	100	30	20		10	R6.4.25
19	三十三銀行						R6.4.25
20	矢浜コミュニティーセンター			40		10	R6.8.19
21	あいあいの丘	500	180				R6.8.19
22	あいあい日向	450	60	20			R6.8.19
23	デイサービスいろは	250	30				R6.8.19
24	向井コミュニティーセンター					10	R6.5.21
25	大曽根浦備蓄倉庫			60		49	R6.5.21
26	尾鷲漁協（行野浦）			40			R6.5.21
27	行野浦備蓄倉庫	100	60			20	R6.5.21
28	須賀利センター	600	60	18	100	50	R6.9.10
29	外湾漁協須賀利出張所2F			30			R6.5.14
30	須賀利備蓄倉庫			10		30	R6.9.10
31	九鬼センター	300	54	6		10	R6.5.21
32	九鬼漁村センター	400	30	20	8	10	R6.5.21
33	九鬼小学校体育館(休校)			20			R6.5.21
34	九鬼小学校グラウンド小屋	100	30	12	50	20	R6.5.21
35	九鬼地区防災倉庫（ﾍﾘﾎﾟｰﾄ）	400		12	20	20	R6.5.16
36	真巌寺（九鬼）					20	R6.5.21
37	早田消防団車庫	500	36	40	20	24	R6.5.16
38	早田コミュニティーセンター			9		20	R6.5.16
39	三木浦消防団倉庫	400	30	30	40	20	R6.8.5
40	三木浦・漁村センター	400	120	50	80	20	R6.8.5
41	元三木小学校(備蓄倉庫)	700	84	40	40	50	R6.8.5
42	三木浦児童公園	400	24	40	40	20	R6.8.5
43	名柄自主防災倉庫					20	R6.8.1
44	三木里・北輪内センター	100	36	36	40	20	R6.8.1
45	元三木里小学校	1300	126	40		160	R6.8.1
46	三木里備蓄倉庫			90	40		R6.8.1
47	青松寺	150	36	20			R6.8.1
48	古江コミュニティーセンター	800		28	40	20	R6.4.11
49	古江備蓄倉庫		102	20			R6.4.11
50	モクモク塩学舎(音楽室)			40		40	R6.4.11
51	賀田小学校	150	24	60		80	R6.4.11
52	賀田コミュニティーセンター			33		10	R6.4.11
53	賀田区避難所	1,300	132	103		30	R7.1.10
54	賀田防災倉庫				400		R6.4.11
55	輪内中学校					10	R6.4.11
56	賀田備蓄倉庫			10		5	R6.4.18
57	賀田第３自主防災会倉庫	200	24				R6.11.29

							[b6]
	配付地区及び 備蓄場所	非常食 (アルファ) (食)	保存水 (本)	毛布 (真空パック) (枚)	飲料水用 ポリ袋 (6ℓ) (枚)	災害時用 敷きマット (枚)	調査年月日
58	曽根・南輪内センター	350	42	20		10	R6.4.5
59	曽根避難広場(備蓄倉庫)	350	42	20	100	40	R6.4.5
60	梶賀ハラソセンター	700	54	10	100	30	R6.4.5
61	梶賀旧教員住宅			20		20	R6.4.5[b7]
	合計	40,000	4,488	4,000	5,000	4,000	

4. 三重県備蓄品　保管場所一覧

	配布地区及び 備蓄場所	非常食 （クラッカー ・缶詰等）	保存水	賞味期限
1	東紀州くろしお学園 おわせ分校 （三重県広域物資輸送拠点）	13,740食	7,260本	非常食2042年2月 保存水2030年5月
2	行野浦防災倉庫	180食	72本	同上
3	曽根町防災倉庫	360食	156本	同上
4	大曽根浦防災倉庫	540食	180本	同上
5	九鬼町防災倉庫	600食	180本	同上
6	賀田町防災倉庫	600食	180本	同上
7	古江町防災倉庫	600食	180本	同上
8	三木里町防災倉庫	600食	180本	同上
9	第１０分団消防団車庫(三木浦町)	600食	180本	同上
10	早田町防災倉庫	300食	138本	同上
11	梶賀町防災倉庫	360食	174本	同上
12	須賀利町防災倉庫	540食	180本	同上
	合計	21,900食	10,356本	

（注）三重県広域物資輸送拠点（東紀州〔紀北〕拠点）（東紀州くろしお学園おわせ分校内）に保管する備蓄物資は、紀北町分を含む。

５. 土嚢配備数一覧

地区名	地区内個数	施設名称等	個数	備考
尾鷲	1,500	尾鷲市防災センター	1,500	
須賀利	120	須賀利小学校（休校）	100	鍵は須賀利センター
		消防団第７分団車庫	20	
九鬼	150	消防団第８分団車庫	80	
		元九鬼中学校倉庫	70	
早田	100	元早田小学校地区倉庫	100	鍵は消防団車庫内IP電話横
三木浦	100	消防団第１０分団車庫横	100	
三木里	100	消防団第１１分団車庫	100	
古江	150	R311沿い古江-三木里間倉庫	50	
		消防団第１２分団車庫	100	
賀田	70	消防団第１３分団車庫	70	
曽根	100	消防団第１４分団車庫	50	
		逢神川沿いの地区倉庫	50	
梶賀	100	消防団第１５分団車庫	50	
		バス待合所	50	
合計	2,490[b8]			

資料 2-5　防災倉庫と資機材

1. 尾鷲市防災センター

所在地　　尾鷲市中村町10
敷地面積　914.53㎡
構　　造　鉄骨2階建（建物延べ面積454.97㎡）
［防災資材等］

品名	数量	品名	数量
真空パック毛布	250枚	発電機	6機
アルファ米	14,750食	ヘルメット	93個
えいようかん	14,000食	コードリール	4個
保存水	1,200本[b9]	軍手	60対
飲料水用ポリ袋6ℓ	1,004袋	ハンドマイク	8個
消火用ポリバケツ	6個	投光器用三脚	3個
上水用ポリ容器70ℓ	3個	投光器	1器
上水用ポリ容器90ℓ	2個	ヘッドライト	21個
アルミブランケット	1,680枚	強力ライト	12個
ビニールシート	26枚	スミスライト	3機
土嚢	1,500袋	移動式照明設備	1機
土嚢袋	10,200枚	屋外用煮炊鍋	2式
簡易トイレ	34個	哺乳瓶	120本
簡易トイレ用スペア袋	900枚	粉ミルク	1424本
ポータブルテント	28張	紙おむつ（子供用）	
障がい者用トイレ	2セット	新生児	580枚
ゴムボート	1艙	S サイズ	216枚
ライフジャケット	42着	M サイズ	448枚
救助工具	5セット	L サイズ	584枚
災害多人数用救急箱	3セット	紙おむつ（高齢者用）	
簡易担架	2台	M サイズ	120枚
災害時用敷きマット	132枚	L サイズ	78枚
災害時用鍋セット・ヤカン	鍋40個・ヤカン40個	ナプキン（女性用）	15,680枚
カセットコンロ	97台	コンロ用ボンベ	129本

2. 尾鷲市防災センター裏倉庫

所在地　　尾鷲市中村町
敷地面積　４㎡
構　　造　鉄板造
［防災資材等］

品名	数量	品名	数量
ヘルメット	284個	ガソリン携行缶	74缶
遺体収容袋	30袋		

3. 尾鷲市防災倉庫

所在地　　尾鷲市向井419-3

敷地面積　64.80㎡

構　　造　鉄筋平屋建

［防災資材等］

品名	数量	品名	数量
飲料水用ポリ缶10ℓ	181個	トンガ	40丁
簡易担架	9本	合羽	16着
消火用ポリバケツ	275個	長靴	30足
ビニールシート	3枚	軍手	300対
土嚢袋	2,500枚	ハリガネ	1巻
杭	465本	ポリテミ	5丁
剣先スコップ	56丁	縄	34巻
ツルハシ	5丁	ロープ	3巻
掛矢	33丁	投光器	5器
番線	2箱	投光器用三脚	3本
消火器4型	22本	強力ライト	7個
消火器10型	11本	ローソク	157本
消火用訓練用ポリ缶	17缶	ジェットシュウター	15基
災害多人数用救急箱	6セット	ザル	5個
ビニールホース	1本	鍋	1個
移動式炊飯器	1式	洗い桶	2個
こしゃく	15本		

4. 向井小学校

所在地　　尾鷲市向井134 - 12

敷地面積　1918㎡

構　　造　鉄筋３階建

［防災資材等］

品名	数量	品名	数量
真空パック毛布	100枚	カセットコンロ	5台
アルファ米	1,100食	カセットボンベ	15本
災害時用敷マット	30枚	やかん	2個
保存水	228本	鍋	2個

5. 三重県所有資機材（向井防災倉庫へ保管）

［防災資材等］

品名	数量	品名	数量
中型ヘリ用散布装置	5台	可搬式動力ポンプ	3台
薬剤混合層	2台	エフアールS	250缶
組立水槽	2台	増粘剤	20袋
ホース	12本	着色剤	30kg
吸管	3本		

6. 防災倉庫

所在地　　尾鷲市賀田町

建築面積　11㎡

構　　造　鉄板造

［防災資材等］

品名	数量	品名	数量
剣スコップ	25丁	ハンマー	6丁
角スコップ	20丁	ペンチ	6丁
クワ	15丁	テミ	20丁
鎌	10丁	縄	15巻
ノコギリ	10丁	ロープ	2巻
斧	9丁	チェーンソー	1台
腰ナタ	6丁	毛布	180枚
掛矢	6丁	手押車	1台
飲料水用ポリ袋	400 枚		

7. 防災倉庫

所在地　　三木里町字松原275-44

建築面積　373.79㎡

建物面積　82㎡

構　　造　鉄骨平屋

［防災資材］

品名	数量
土嚢	100

8. センター

［防災資材］

場所	品名	数量
須賀利センター	照明灯	2組
九鬼センター	照明灯	2組
南輪内センター	照明灯	2組
北輪内センター	照明灯	2組

資料 2-6　避難誘導標識板・市街地表示式避難地案内板・太陽電池式避難誘導標識設置場所

種類	設置場所
避難誘導標識板 3基	①県道尾鷲駅築港線紀北信用金庫前歩道 ②国道42号矢浜地内スズキ自動車尾鷲営業所前 ③国道311号古江地内元古江小学校
市街地表示式避難地案内板 20基	①天満浦築港⑪向井県道中井浦九鬼線 ②行野町宮島公園内⑫九鬼町消防団車庫前 ③三木里キャンプ場⑬三木里町海水浴場駐車場 ④須賀利町漁協組合前⑭古江公民館 ⑤須賀利町巡航船昇降場前⑮梶賀広場（ハラソセンター前） ⑥JA輪内支店南駐車場⑯JR九鬼駅前 ⑦県道中井浦九鬼線西側歩道⑰尾鷲市民文化会館敷地内 ⑧名柄町海岸入口公衆トイレ裏⑱三木浦マリンパーク敷地内 ⑨古江アクアステーション北⑲中井町まちかどHOTセンター北 ⑩北浦児童公園南⑳長浜トイレ横
太陽電池式避難誘導標識 10基	①　賀田公民館東側駐車場⑦宮ノ上町文治橋西側 ②　北輪内出張所前⑧天満町防潮扉前 ③　北浦児童公園南⑨栄町交差点 ④　元早田小学校跡地避難路沿い⑩向井町黒ノ浜前 ⑤　古江アクアステーション北 ⑥　県道中井浦九鬼線西側歩道
独立ソーラー発電看板照明 1基	①　北浦児童公園前

資料 2-7　指定避難場所・避難所一覧

No.	地区	名称	所在地	電話番号	災害の種類				敷地の標高(m)	最高利用可能階数の標高(m)
					津 波			土砂災害		
					緊急避難場所	収容避難所	安全レベル	収容避難所		
1	天満	天満集会所	天満浦	22-1270		○	★★★	○	13.4	-
2	天満	天満荘広場	天満浦	-	○		☆☆☆		27.0	-
3	天満	天満浦避難階段	天満浦	-	○		☆☆☆		15.4	-
4	天満	天満荘	天満浦	22-7880		○	★★★	○	29.6	
5	北川、北部	宮之上小学校	宮ノ上町	22-0303		○	★★	○	9.5	2F：14.1 屋上：21.8
6	北川、北部	北浦町会館	北浦町	-		○	★★★	○	16.0	-
7	北川、北部	天理教尾鷲分教会	北浦町	22-0108				○	5.0	-
8	北川、北部	桜茶屋避難広場	北浦西町	-	○		☆☆☆		23.0	-
9	北川、北部	第三保育園	北浦西町	22-0952		○	★★★	○	23.0	
10	中央部	尾鷲小学校	中村町	22-0172		○	★★	○	10.5	新棟 2F：15.3 旧棟 3F：18.5
11	中央部	中村山公園	中村町	-	○		☆☆☆		46.0	-
12	中央部	中央公民館	中村町	22-0001		○	★★★	○	25.0	
13	中央部	野地町駅前児童公園	野地町	-	○		☆		10.0	-
14	中央部	福祉保健センター	栄町	23-3871		○	★★	○	5.7	4F：18
15	中央部	市民文化会館	瀬木山町	23-3000				○	6.0	
16	中央部	ひのきっこども園	古戸町	22-4767		○	★★★	○	20.0	
17	国道西部	県尾鷲庁舎駐車場	坂場西町	-	○		☆		12.3	-
18	国道西部	尾鷲市斎場駐車場	坂場西町	-	○		☆☆☆		22.6	-
19	国道西部	坂場西高速道路下避難場所	坂場西町	-	○		☆☆☆		37.0	-
20	国道西部	イオン尾鷲店屋上駐車場	倉ノ谷町	-	○		☆☆		19.4	-
21	国道西部	尾鷲高等学校体育館	古戸野町	22-2115 (事務室)		○	★★★	○	33.0	-
22	国道西部	尾鷲高等学校武道場	古戸野町	22-2115 (事務室)		○	★★★	○	33.0	
23	国道西部	コメリホームセンター尾鷲店駐車場	古戸野町	-	○		☆☆☆		27.8	-

No.	地区	名称	所在地	電話番号	災害の種類				敷地の標高(m)	最高利用可能階数の標高(m)
					津 波			土砂災害		
					緊急避難場所	収容避難所	安全レベル	収容避難所		
24	国道西部	東紀州くろしお学園おわせ分校[b10]体育館	光ヶ丘	23-1531(事務室)		○	★★★	○	67.2	-
25	中川、矢浜	矢浜小学校	矢浜	22-0178		○	★★	○	9.1	3F：17.3
26	中川、矢浜	尾鷲中学校	矢浜	22-0209		○	★★★	○	12.8	3F：21.1
27	中川、矢浜	矢浜コミュニティーセンター	矢浜	22-6367				○	5.1	
28	中川、矢浜	国市神社前広場	矢浜岡崎町	-	○		☆☆☆		25.0	
29	中川、矢浜	矢浜保育園	矢浜	22-6368		○	★★★	○	14.5	
30	向井	向井コミュニティーセンター	向井	22-4975		○	★★★	○	12.6	
31	向井	向井小学校	向井	22-0914		○	★★★	○	45.7	3F：53.5
32	向井	観音寺	向井	22-1673		○	★★★	○	26.4	-
33	向井	向井ふれあい会館	向井	-		○	★★★	○	12.1	-
34	大曽根	JR大曽根浦駅前広場	大曽根浦	-	○		☆		10.0	-
35	大曽根	大曽根コミュニティーセンター	大曽根浦	-		○	★	○	9.6	-
36	大曽根	聖光園	大曽根浦	22-0669		○	★★★	○	20.1	
37	行野	元行野浦小学校跡地	行野浦	-	○		☆☆☆		14.8	-
38	行野	行野コミュニティーセンター	行野浦	-				○	2.0	
39	行野	永林寺	行野浦	22-2531				○	6.9	-
40	行野	三重外湾漁業協同組合行野浦	行野浦	22-1844				○	2.8	
41	行野	永林寺裏 避難路	行野浦	-	○		☆☆☆		16.0	-
42	須賀利	普済寺	須賀利町	26-2520		○	★★★	○	21.0	-
43	須賀利	須賀利センター（須賀利コミュニティーセンター）	須賀利町	26-2001		○	★	○	5.5	2F:11.8
44	須賀利	さくら公園	須賀利町	-	○		☆☆☆		18.3	-
45	須賀利	三重外湾漁業協同組合須賀利	須賀利町	26-2311				○	1.9	
46	須賀利	須賀利小学校体育館（休校）	須賀利町	-				○	2.8	校舎3F:10
47	九鬼	元九鬼小学校体育館	九鬼町	-		○	★★★	○	13.8	
48	九鬼	真厳寺	九鬼町	29-2117		○	★★★	○	18.0	-
49	九鬼	城の跡	九鬼町	-	○		☆		7.9	-

No.	地区	名称	所在地	電話番号	災害の種類				敷地の標高(m)	最高利用可能階数の標高(m)
					津 波			土砂災害		
					緊急避難場所	収容避難所	安全レベル	収容避難所		
49	九鬼	九鬼漁村センター	九鬼町	29-2048		○	★	○	1.0	3F:9
51	九鬼	元九鬼中学校	九鬼町	-				○	1.9	
52	九鬼	九鬼センター（九鬼コミュニティーセンター）	九鬼町	29-2004				○	1.9	
53	九鬼	九鬼センター上避難場所	九鬼町		○		☆☆☆		28.0	
54	早田	元早田小学校グラウンド	早田町	-	○		☆☆☆		20.4	-
55	早田	早田コミュニティーセンター	早田町	29-2139				○	2.7	
56	早田	観音寺	早田町	29-2309		○	★	○	14.8	-
57	三木浦	海蔵寺	三木浦町	-		○	★	○	8.7	-
58	三木浦	三木浦児童公園	三木浦町	-	○		☆☆☆		28.7	-
59	三木浦	天理教三木ノ浦分教会	三木浦町	28-2213		○	★	○	10.2	-
60	三木浦	元三木小学校	三木浦町	-		○	★★★	○	34.7	2F:38.7
61	三木浦	龍泉寺	三木浦町	28-2094				○	7.4	-
62	三木浦	三木浦漁村センター	三木浦町	28-2313		○	★	○	2.8	2F:6.8 3F:10.8
63	名柄	青松寺	名柄町	-		○	★	○	11.1	-
64	名柄	名柄八幡神社	名柄町	-	○		☆☆☆		22.0	
65	三木里	法念寺	三木里	28-2142		○	★★★	○	21.8	
66	三木里	JR 三木里駅前広場	三木里町	-	○		☆☆☆		19.0	-
67	三木里	元三木里小学校	三木里町	-		○	★★★	○	21.8	2F:26.8
68	三木里	北輪内センター（三木里コミュニティーセンター）	三木里町	28-2274				○	4.3	
69	古江	モクモクしお学舎	古江町	28-3030		○	★★	○	9.4	2F:14.2
70	古江	光明寺	古江町	27-2305		○	★★★	○	16.4	-
71	古江	古江コミュニティーセンター	古江町	27-2769				○	3.1	
72	古江	平松	古江町	-	○		☆		13.0	-
73	古江	周蔵屋庭	古江町	-	○		☆☆☆		13.6	-
74	古江	富蔵屋所有地畑	古江町	-	○		☆☆☆		13.7	-
75	古江	丹助屋庭	古江町	-	○		☆☆☆		19.7	-
76	賀田	東禅寺	賀田町	27-2241		○	★★★	○	19.9	-
77	賀田	賀田コミュニティーセンター	賀田町	27-2088				○	1.7	
78	賀田	賀田小学校	賀田町	27-2005		○	★★★	○	27.7	3F:35.5
79	賀田	南輪内保育園	賀田町	27-2282		○	★		13.0	-
80	賀田	輪内中学校	賀田町	27-2041				○	GL4.1 敷地7.8	3 階 12.5
81	賀田	賀田区避難所	賀田町			○	★★★	○	22.0	

No.	地区	名称	所在地	電話番号	災害の種類				敷地の標高(m)	最高利用可能階数の標高(m)
					津 波			土砂災害		
					緊急避難場所	収容避難所	安全レベル	収容避難所		
82	曽根	賀田駅裏避難場所	曽根町	－	○		☆		13.6	
83	曽根	安定寺	曽根町	27-2744		○	★★★	○	16.9	－
84	曽根	曽根コミュニティーセンター	曽根町	27-3141				○	10.0	
85	曽根	輪内高齢者サービスセンター	曽根町	27-3800				○	8.4	－
86	曽根	曽根避難広場	曽根町	－	○		☆☆☆		46.3	
87	梶賀	元梶賀小学校グラウンド	梶賀町	－	○		☆☆☆		38.5	－
88	梶賀	地蔵寺	梶賀町	27-2897		○	★	○	6.3	－
89	梶賀	梶賀コミュニティーセンター「はらそ」	梶賀町	27-3430				○	4.3	

○指定津波緊急避難ビル

No.	地区	名称	所在地	電話番号	災害の種類				敷地の標高(m)	最高利用可能階数の標高(m)
					津 波			土砂災害		
					緊急避難場所	収容避難所	安全レベル	収容避難所		
1	北川、北部	ホテルビオラ	北浦町	22-1110	○		☆☆		4.1	屋上22
2	中央部	ＮＴＴ尾鷲ビル	朝日町	－	○		☆☆		5.3	屋上25
3	中川、矢浜	あいあいの丘	矢浜	37-4165	○		☆☆☆		12.6	屋上34.6
4	中央部	クラウンコーポ	中井町		○		☆		3.1	屋上12.5
5	沿岸部	尾鷲物産株式会社(冷凍冷蔵庫)	林町	22-2323	○		☆☆		2.5	屋上16.5
6	中川	合同宿舎尾鷲第１住宅２号棟	中川	－	○		☆☆		4.0	４階 13.0[b11]

（注）津波の安全レベルの基準は、次のとおりである.

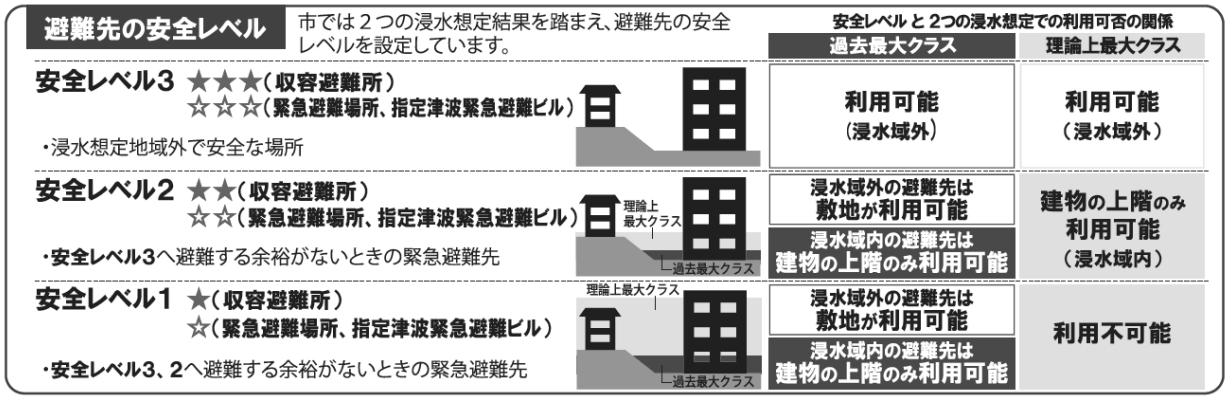

第３　災害応急対策関係

資料 3-1　尾鷲市災害対策本部条例

昭和 38 年 6 月 26 日
条例第 21 号

（目的）

第 1 条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき尾鷲市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第 2 条　災害対策本部長は、災害対策本部を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部及び班）

第 3 条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部及び班を置くことができる。

2　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4　部長は部の事務を掌理する。

5　各部、班の事務分掌は別に定める。

（現地災害対策本部）

第 4 条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（雑則）

第 5 条　前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 8 年 3 月 22 日条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 24 年 10 月 1 日条例第 19 号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 3-2　尾鷲市災害対策本部条例施行規則

昭和 38 年８月１日
規則第 10 号

（趣旨）

第１条　この規則は、尾鷲市災害対策本部条例（昭和 38 年尾鷲市条例第 21 号）第５条の規定に基づき尾鷲市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（災害対策本部の設置）

第２条　災害対策本部は、次の場合に設置する。

(1)　尾鷲市に気象業務法（昭和２７年法律第１６５号）に基づく暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮又は洪水警報が発表されたとき。

(2)　三重県南部に気象業務法に基づく大津波警報、津波警報が発表されたとき。

(3)　市内に大規模な火災、爆発、水難等が発生した場合において、市長が必要と認めたとき。

(4)　尾鷲市に気象業務法に基づく波浪警報又は大雨、高潮若しくは洪水その他の注意報が発表された場合において、市長が必要と認めたとき。

(5)　尾鷲市に震度４以上の地震があったとき。

(6)　県内（尾鷲市を除く）に震度５弱以上の地震があったとき。

(7)　県内（尾鷲市を除く）に大規模な風水害等が発生したとき。

(8)　その他の災害で、市長が必要と認めたとき。

2　災害対策本部設置場所は防災センター２階会議室とする。ただし、災害対策本部長（以下「本部長」という。）は災害状況により現地災害対策本部を設置することができる。

（災害対策本部の廃止）

第３条　災害対策本部は、市長が必要がないと認めたときに廃止する。

（組織）

第４条　災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長を、本部長付は、教育長、防災危機管理課長及び尾鷲消防署長をもって充てる。

2　必要がある場合には、災害対策本部の部の副部長を置くことができる。

3　本部員は、尾鷲総合病院事務長、教育委員会教育総務課長、水道部長、各課（局、所、センターを含む。）長（尾鷲総合病院、教育委員会を含む。以下「各課長」という。）をもって充てる。

（本部長及び副本部長の職務代理者）

第５条　本部長に事故があるときは、副市長がその職務を代理する。

2　本部長及び副本部長にともに事故があるときは、本部長があらかじめ指名する本部長付の者がその職務を代理する。

（各部の組織及び所掌事務等）

第６条　各部の組織及び所掌事務等は、尾鷲市地域防災計画（以下「防災計画」という。）の定めるところによる。

（本部会議）

第７条　本部会議は、主として次に掲げる事項を処理する。

(1)　災害予防に関する事項

(2)　災害応急対策の実施の推進に関する事項

(3)　その他本部長が必要と認める事項

2　前項の本部会議は本部長、副本部長、本部長付、本部員（各課長を除く。）及び本部長が指名する者をもって構成する。

3　本部会議の事務は防災危機管理課で処理する。

（職員の配備）

第８条　本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため職員の配備体制を整えるものとする。

２　配備体制は準備、警戒及び非常とし、その内容及び配備の時期等については、防災計画の定めるところによる。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、昭和38年7月1日から適用する。

〈中略〉

附　則（平成26年3月31日規則第4号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附　則（平成30年2月28日規則第5号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附　則（令和4年1月19日規則第1号）

この規則は、令和4年1月31日から施行する。

資料 3-3　尾鷲市災害派遣手当等の支給に関する条例

平成 19 年 3 月 27 日
条例第 1 号

（趣旨）

第 1 条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 32 条第 1 項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 154 条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による本市に派遣された職員の災害派遣手当又は武力攻撃災害等派遣手当（以下これらを「災害派遣手当等」という。）の支給に関し、災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 19 条（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）第 38 条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により必要な事項を定めるものとする。

（災害派遣手当等の額等）

第 2 条　災害派遣手当等は、派遣された職員が住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要する場合に限り、滞在した期間及び施設の利用区分に応じ、別表に定める額を支給する。

2　前項の期間は、派遣された職員が同項の施設に滞在を開始した日からこれを終了した日の前日までの期間とする。

（委任）

第 3 条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

施設の利用区分 滞在した期間	公用の施設又はこれに準ずる施設（1日につき）	その他の施設（1日につき）
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

備考　この表において「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条に規定するホテル営業及び旅館営業の施設以外の施設をいう。

資料 3-4　災害救助法による救助の程度、方法及び期間

（三重県災害救助法施行細則、令和元年 11 月）

1. 収容施設の供与

(1) 避難所

イ　「避難所」は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。

ロ　「避難所」は、原則として、学校、公民館等既存の建物を利用する。ただし、これら適当な建物を利用することが困難なときは、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。

ハ　「避難所」設置のため支出できる費用は、「避難所」の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、一人一日当たり 330 円以内とする。

ニ　「福祉避難所」（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって「避難所」での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ハの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。

ホ　「避難所」での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活をしている者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。

ヘ　「避難所」を開設できる期間は、災害発生の日から七日以内とする。

(2) 応急仮設住宅

「応急仮設住宅」は、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。

イ「建設型応急住宅」

（イ）　「建設型応急住宅」の設置に当たつては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。

（ロ）　「建設型応急住宅」の一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、知事が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等とし、5,714 千円以内とする。

（ハ）「建設型応急住宅」を同一敷地内又は近接する地域内におおむね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50 戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。

（ニ）　「福祉仮設住宅」（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて、日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を「建設型応急住宅」として設置できる。

（ホ）　「建設型応急住宅」は、災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。

（ヘ）　「建設型応急住宅」を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十五条第三項又は第四項の規定による期限までとする。

（ホ）　「建設型応急住宅」の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出する費用は、当該地域における実費とする。

ロ「賃貸型応急住宅」

（イ）　「賃貸型応急住宅」の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて、イ（ロ）に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手

数料又は火災保険料等その他「民間賃貸住宅」の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。

（ロ）　「賃貸型応急住宅」は、災害発生の日から速やかに「民間賃貸住宅」を借り上げ、供与しなければならない。

（ハ）　「賃貸型応急住宅」を供与できる期間は、イ（へ）と同様の期間とする。

2. 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

イ　「炊き出しその他による食品の給与」は、避難所に避難している者又は住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行う。

ロ　「炊き出しその他による食品の給与」は、被災者が直ちに食することができる現物による。

ハ　「炊き出しその他による食品の給与」を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、一人一日当たり 1,160 円以内とする。

ニ　「炊き出しその他による食品の給与」を実施できる期間は、災害発生の日から７日以内とする。

(2)　飲料水の供給

イ　「飲料水の供給」は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うする。

ロ　「飲料水の供給」を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。

ハ　「飲料水の供給」を実施できる期間は、災害発生の日から７日以内とする。

3. 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

イ　「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。以下同じ。）、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

ロ　「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行う。

（イ）　被服、寝具及び身のまわり品

（ロ）　日用品

（ハ）　炊事用具及び食器

（ニ）　光熱材料

ハ　「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次の額の範囲内とする。この場合において、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生の日をもって決定する。

（イ）　住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯区分／季別	１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人以上１人増すごとに加算
夏季 4月～9月	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	7,900円
冬季 10月～3月	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	11,400円

（ロ）　住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯区分／季別	１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人以上１人増すごとに加算

夏季 4月～9月	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	(略)
冬季 10月～3月	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	3,600円

ニ　「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」は、災害発生の日から10以内に完了しなければならない。

4. 医療及び助産

(1)　医療

イ　「医療」は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置する。

ロ　「医療」は、救護班によつて行う。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)に規定する柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において「医療」（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことができる。

ハ　「医療」は、次の範囲内において行う。

（イ）　診療

（ロ）　薬剤又は治療材料の支給

（ハ）　処置、手術その他の治療及び施術

（ニ）　病院又は診療所への収容

（ホ）　看護

ニ　「医療」のため支出できる費用は、救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

ホ　「医療」を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(2) 助産

イ　「助産」は、災害発生の日以前又は以後七日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失つた者に対して行なう。

ロ　「助産」は、次の範囲内において行う。

（イ）　分べんの介助

（ロ）　分べん前及び分べん後の処理

（ハ）　脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ　「助産」のため支出できる費用は、救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の百分の八十以内の額とする。

ニ　「助産」を実施できる期間は、分べんした日から７日以内とする。

5. 被災者の救出

イ　「被災者の救出」は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出することをいう。

ロ　「被災者の救出」のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

ハ　「被災者の救出」を実施できる期間は、災害発生の日から３日以内とする。

6. 被災した住宅の応急修理

イ　「住宅の応急修理」は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。

ロ　「住宅の応急修理」は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最少限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のため支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とする。

（イ）（ロ）に掲げる世帯以外の世帯　595 千円

（ロ）半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯　三十万円

ハ　「住宅の応急修理」は、災害発生の日から一箇月以内に完了するものとする。

7. 生業に必要な資金の貸与

イ　「生業に必要な資金の貸与」は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失つた世帯に対して行う。

ロ　「生業に必要な資金」は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。

ハ　「生業に必要な資金」として貸与できる額は、次の額以内とする。

（イ）生業費　一件当たり 30,000 円

（ロ）就職支度費　一件当たり 15,000 円

ニ　「生業に必要な資金の貸与」は、次の条件を付ける。

（イ）貸与期間　２年以内

（ロ）利子　無利子

ホ　「生業に必要な資金の貸与」は、災害発生の日から一箇月以内に完了しなければならない。

8. 学用品の給与

イ　「学用品の給与」は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。

ロ　「学用品の給与」は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行う。

（イ）教科書

（ロ）文房具

（ハ）通学用品

ハ　「学用品の給与」のため支出できる費用は、次の額以内とする。

（イ）教科書代

小学校児童及び中学校生徒：教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

高等学校等生徒：正規の授業で使用する教材を給与するための実費

（ロ）文房具及び通学用品費

小学校児童　一人当たり　4,500 円

中学校生徒　一人当たり　4,800 円

高等学校等生徒　一人当たり　5,200 円

ニ　「学用品の給与」は、災害発生の日から教科書については１箇月以内、その他の学用品については 15 日以内に完了しなければならない。

9. 埋葬

イ　「埋葬」は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。

ロ　「埋葬」は、原則として、棺又は棺材の現物をもつて次の範囲内において行う。

（イ）　棺（附属品を含む。）

（ロ）　埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

（ハ）　骨つぼ及び骨箱

ハ　「埋葬」のため支出できる費用は、一体当たり大人 215､200 円以内、小人 172,000 円以内とする。

ニ　「埋葬」は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

10. 死体の捜索

イ　「死体の捜索」は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。

ロ　「死体の捜索」のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

ハ　「死体の捜索」は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。

11. 死体の処理

イ　「死体の処理」は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行う。

ロ　「死体の処理」は、次の範囲内において行う。

（イ）　死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

（ロ）　死体の一時保存

（ハ）　検案

ハ　検案は、原則として救護班によつて行う。

ニ　「死体の処理」のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。

（イ）　死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり 3,500 円以内とする。

（ロ）　死体の一時保存のための費用は､死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は、一体当たり 5,400 円以内とする。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。

（ハ）　救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

ホ　「死体の処理」は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

12. 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

イ　「障害物の除去」は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつてしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。

ロ　「障害物の除去」のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たりの平均が 137,900 円以内とする。

ハ　「障害物の除去」は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

13. 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

イ　応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とす

る。
（イ）　被災者の避難
（ロ）　医療及び助産
（ハ）　被災者の救出
（ニ）　飲料水の供給
（ホ）　死体の捜索
（ヘ）　死体の処理
（ト）　救済用物資の整理配分

ロ　応急救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

ハ　応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費が認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

資料 3-5　緊急輸送道路網図

（三重県緊急輸送道路ネットワーク図、令和4年2月改訂版より）

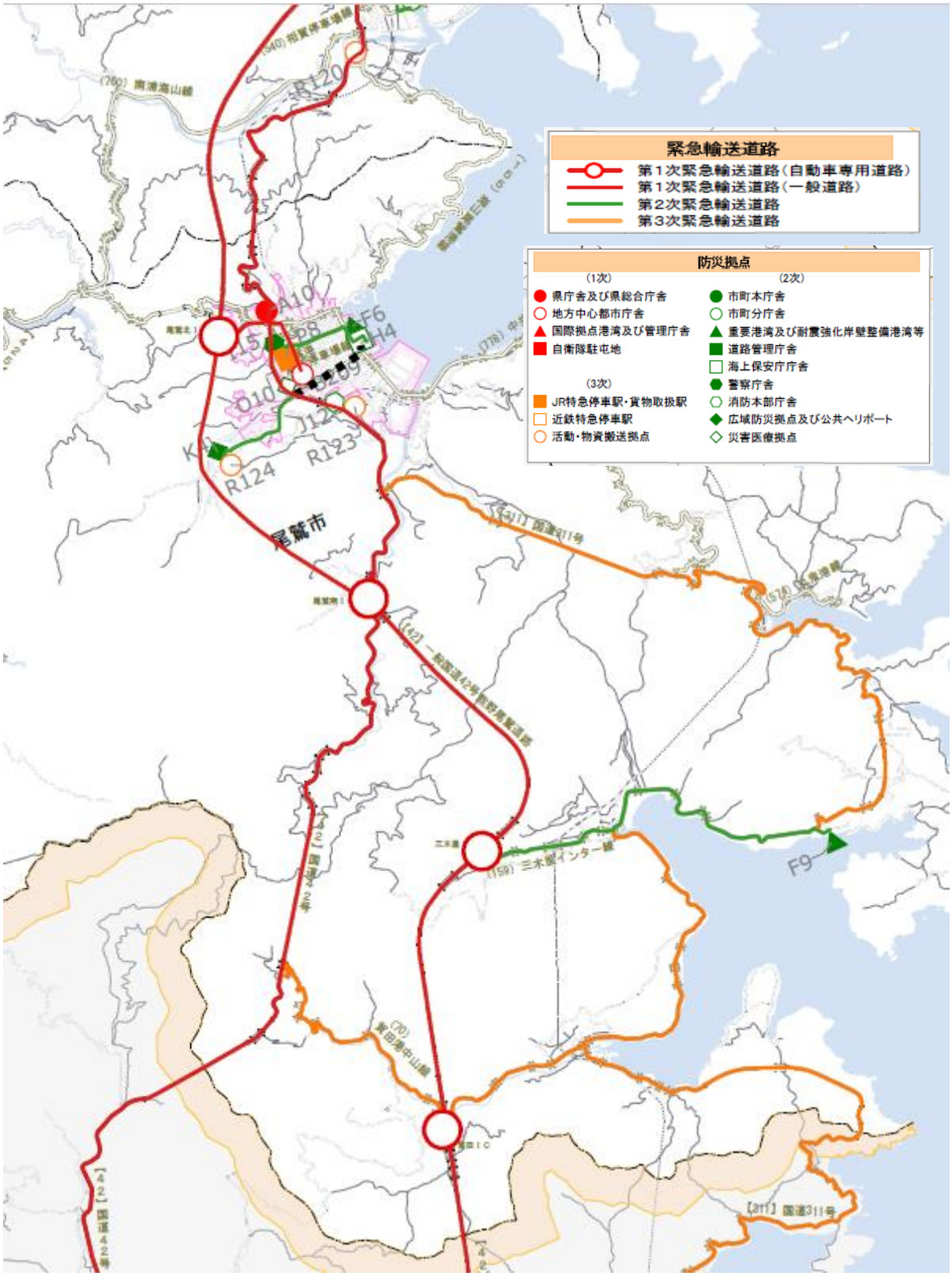

資料 3-6　災害対策用防疫薬剤一覧

薬剤名	規格	数量	積算
次亜塩素酸ソーダ	18 ℓ	2缶	36 ℓ
乳剤	18 ℓ	20缶	360 ℓ
油剤	18 ℓ	20缶	360 ℓ
粉剤	10 ℓ	20缶	200 ℓ
クレゾール	500cc	50本	25,000cc
消石灰	20kg	50袋	1,000kg

第４　東海地震対策関係

資料 4-1　尾鷲市地震災害警戒本部条例

平成 14 年 6 月 28 日
条例第 28 号

（目的）

第 1 条　この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 18 条第 4 項の規定に基づき、尾鷲市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第 2 条　地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2　警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。

3　副本部長は、本部員のうちから市長が任命する。

4　副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5　本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1)　三重県警察の警察官のうちから市長が任命する者

(2)　尾鷲海上保安部の職員のうちから市長が任命する者

(3)　市長がその部内の職員のうちから指名する者

(4)　三重紀北消防組合の消防長又は当該組合の消防吏員のうちから市長が任命する者

(5)　市の消防団長

6　本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7　副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、市の職員のうちから、市長が任命する。

8　本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

（部）

第 3 条　本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2　前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3　第 1 項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4　前項の部長に事故があるときは、第 1 項の部に属する本部員のうちから前項の部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（雑則）

第 4 条　前 3 条に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 18 年 12 月 27 日条例第 39 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

第５　風水害等対策関係

資料 5-1　重要水防箇所一覧

1. 河川

建設コード	区域番号	箇所番号	水系名	河川名	担当水防管理団体 指定有無	担当水防管理団体 名称	重要水防区域指定区間 左右の岸	重要水防区域指定区間 位置	重要水防区域指定区間 地先名	重要水防区域指定区間 延長(m)	重要水防箇所 種別	重要水防箇所 位置	重要水防箇所 延長(m)	重要水防箇所 評定	重要水防箇所 対策水防工法	適用
9	16	1	北川	北川	無	尾鷲市	左	0k+0m から 0.2k+50m まで	尾鷲市北浦町 から 尾鷲市北浦町 まで	250	堤防高(流下能力)	0k+0m から 0.2k+50m まで	250	B	積土俵工	高さ不足
9		2									工作物	0k+0m から 0.2k+50m まで	(250) 250	B	積土俵工	護岸老朽化
9		3									水衝洗掘	0k+0m から 0k+140m まで	(140) 140	B	木竹流工	
9	17	1	北川	北川	無	尾鷲市	右	0k+0m から 0.2k+50m まで	尾鷲市港町 から 尾鷲市中井町 まで	250	堤防高(流下能力)	0k+0m から 0.2k+50m まで	250	B	積土俵工	高さ不足
9		2									工作物	0k+0m から 0.2k+50m まで	(250) 250	B	積土俵工	護岸老朽化
9		3									水衝洗掘	0k+0m から 0k+140m まで	(140) 140	B	木竹流工	
9	18	1	中川	中川	無	尾鷲市	右	0k+0m から 0.8k+140m まで	尾鷲市中川 から 尾鷲市中川 まで	940	水衝洗掘	0k+0m から 0.8k+140m まで	940	B	木竹流工	
9	19	1	中川	中川	無	尾鷲市	左	0k+160m から 1.6k+110m まで	尾鷲市瀬木山町 から 尾鷲市小川西町 まで	1,540	水衝洗掘	0k+160m から 1.6k+110m まで	1,540	B	木竹流工	
9	20	1	中川	中川	無	尾鷲市	右	1.6k+130m から 2.6k+10m まで	尾鷲市新田町 から 尾鷲市光ヶ丘 まで	880	法崩れすべり	1.6k+130m から 2.6k+10m まで	880	B	杭打 積土俵工	
9	21	1	中川	中川	無	尾鷲市	左	1.8k+70m から 2.0k+160m まで	尾鷲市大滝町 から 尾鷲市大滝町 まで	290	法崩れすべり	1.8k+70m から 2.0k+160m まで	290	B	杭打 積土俵工	
9	22	1	矢ノ川	矢ノ川	無	尾鷲市	左	0k+10m から 0.2k+90m まで	尾鷲市矢浜 から 尾鷲市矢浜 まで	300	堤防高(流下能力)	0k+10m から 0.2k+90m まで	300	B	積土俵工	高さ不足
9	23	1	矢ノ川	矢ノ川	無	尾鷲市	右	0k+0m から 0.2k+120m まで	尾鷲市向井 から 尾鷲市向井 まで	350	堤防高(流下能力)	0k+0m から 0.2k+120m まで	350	B	積土俵工	高さ不足
9	24	1	矢ノ川	矢ノ川	無	尾鷲市	左	0.6k+80m から 1.0k+110m まで	尾鷲市矢浜 から 尾鷲市矢浜 まで	430	堤防高(流下能力)	0.6k+80m から 1.0k+110m まで	430	B	積土俵工	高さ不足
9	25	1	八十川	八十川	無	尾鷲市	左	0k+0m から 0.2k+190m まで	尾鷲市三木里町 から 尾鷲市三木里町 まで	390	堤防高(流下能力)	0k+0m から 0.2k+190m まで	390	B	積土俵工	高さ不足
9	26	1	古川	古川	無	尾鷲市	左	0.2k+180m から 0.6k+90m まで	尾鷲市賀田町 から 尾鷲市賀田町 まで	310	堤防高(流下能力)	0.2k+180m から 0.6k+90m まで	310	B	積土俵工	高さ不足
			小計			11 区間				5,930		15 箇所	(780) 6,710			重要度A= 6箇所 33,854m 重要度B=27箇所 (780) 20,060m

2. 海岸

建設コード	区域番号	箇所番号	海岸名	建設港湾の別	担当水防管理団体 指定有無	担当水防管理団体 名称	重要水防区域指定区間 位置	重要水防区域指定区間 地先名	重要水防区域指定区間 延長(m)	重要水防箇所 種別	重要水防箇所 位置	重要水防箇所 延長(m)	重要水防箇所 評定	重要水防箇所 対策水防工法	適用
30	13	1	古里水地 地区海岸	港	無	尾鷲市	+0m から +1,875m	尾鷲市天満浦 から 尾鷲市天満浦 まで	1,875	工作物	+0m から +1,875m まで	1,875	B	積土俵工	
30	14	1	港内 地区海岸	港	無	尾鷲市	+0m から +2,350m まで	尾鷲市中井浦 から 尾鷲市港町 まで	2,350	工作物	+0m から +2,350m まで	2,350	B	積土俵工	
30	15	1	国市 地区海岸	港	無	尾鷲市	+0m から +1,867m まで	尾鷲市国市松泉町 から 尾鷲市矢浜 まで	1,867	工作物 堤防高	+0m から +1,867m まで	1,867	B	積土俵工	
30	16	1	向井 地区海岸	港	無	尾鷲市	+0m から +792m まで	尾鷲市向井 から 尾鷲市向井 まで	792	工作物	+0m から +792m まで	792	B	積土俵工	
30	17	1	大曽根西 地先海岸	建	無	尾鷲市	+0m から +672m まで	尾鷲市大曽根町 から 尾鷲市大曽根町 まで	672	工作物	+0m から +672m まで	672	B	積土俵工	
30	18	1	行野浦 地区海岸	建	無	尾鷲市	+0m から +1,250m まで	尾鷲市大曽根浦 から 尾鷲市行野浦 まで	1,250	工作物	+0m から +1,250m まで	1,250	B	積土俵工	
30	19	1	名柄 地区海岸	港	無	尾鷲市	+0m から +978m まで	尾鷲市名柄町 から 尾鷲市名柄町 まで	978	工作物	+0m から +978m まで	978	B	積土俵工	
30	20	1	三木里 地区海岸	港	無	尾鷲市	+0m から +579m まで	尾鷲市三木里 から 尾鷲市三木里 まで	579	工作物	+0m から +579m まで	579	B	積土俵工	
30	21	1	賀田 地区海岸	港	無	尾鷲市	+0m から +1,080m まで	尾鷲市賀田町 から 尾鷲市賀田町 まで	1,080	工作物 堤防高	+0m から +1080m まで	1,080	B	杭打 積土俵工	
30	22	1	曽根 地区海岸	港	無	尾鷲市	+0m から +1,044m まで	尾鷲市曽根町 から 尾鷲市曽根町 まで	1,044	工作物 堤防高	+0m から +1,044m まで	1,044	B	積土俵工	
			小計			10 区間			12,487		10 箇所	12,487			重要度A- 0箇所 重要度B-10箇所 12,487m

資料 5-2　樋門・水門等の管理体制

地区		尾鷲		矢ノ浜	向井	大曾根	行野	須賀利	九鬼	早田	三木浦	三木里	古江	賀田	曽根	梶賀	計
管理・操作責任者		署長・第1分団長	署長・第2分団長	署長・第3分団長	署長・第4分団長	署長・第5分団長	署長・第6分団長	第7分団長	第8分団長	第9分団長	第10分団長	第11分団長	第12分団長	第13分団長	第14分団長	第15分団長	
種類	樋　門	11	10	1	1			4			3	3		6			39
	防潮扉	17	9			7	1	11			26	6	10	3	8		98
	角落し	1															1
計		29	19	1	1	7	1	15	0	0	29	9	10	9	8	0	138

資料 5-3　土砂災害警戒区域一覧

1. 急傾斜地の崩壊

箇所番号	箇所名	所在地	特別警戒区域	要配慮者施設	避難場所（対象地区）
1102084	古江1	尾鷲市古江町、賀田町	○		古江、賀田
1102085	古江2	尾鷲市古江町	○		古江
1102086	賀田1	尾鷲市賀田町	○	南輪内保育園	賀田
1102087	賀田2	尾鷲市賀田町	○		賀田
1102088	賀田3	尾鷲市賀田町	○	賀田小学校	賀田
1102089	賀田4	尾鷲市賀田町	○	輪内中学校	賀田
1102090	銀杏	尾鷲市賀田町	○		賀田
1102091	曽根1	尾鷲市曽根町	○		曽根
1102092	曽根2	尾鷲市曽根町	○		曽根
1102093	梶賀北1	尾鷲市梶賀町	○		梶賀
1102094	梶賀北2	尾鷲市梶賀町	○		梶賀
1102095	梶賀南	尾鷲市梶賀町	○		梶賀
1103755	賀田6	尾鷲市曽根町	○		曽根
1103764	賀田7	尾鷲市賀田町	○		賀田
1200098	賀田5	尾鷲市賀田町	○	南輪内保育園	賀田
2102843	賀田8	尾鷲市曽根町	○		曽根
2102844	賀田9	尾鷲市賀田町	○		賀田
3103547	三木里2	尾鷲市三木里町	○		三木里
3103548	三木里3	尾鷲市三木里町	○		三木里
3103562	賀田10	尾鷲市賀田町	○		賀田
B1162001	曽根3	尾鷲市曽根町	○		曽根
B2162001	古江3	尾鷲市古江町	○		古江
B2162002	賀田11	尾鷲市賀田町	○		賀田
B2162003	曽根4	尾鷲市曽根町	○		曽根
B2162004	曽根5	尾鷲市曽根町	○		曽根
1102065	田海道1	尾鷲市九鬼町	○		九鬼
1102066	田海道2	尾鷲市九鬼町	○		九鬼
1102067	名古	尾鷲市九鬼町	○		九鬼
1102068	九鬼1	尾鷲市九鬼町	○		九鬼
1102069	九鬼2	尾鷲市九鬼町	○		九鬼
1102070	九鬼3	尾鷲市九鬼町	○		九鬼
1102071	九鬼4	尾鷲市九鬼町	○		九鬼
1102072	九鬼5	尾鷲市九鬼町	○		九鬼
1102073	九鬼6	尾鷲市九鬼町	○		九鬼
1102074	九鬼	尾鷲市九鬼町	○		九鬼
1102075	早田1	尾鷲市早田町	○		早田
1102076	早田2	尾鷲市早田町	○		早田
1102078	早田4	尾鷲市早田町	○		早田

箇所番号	箇所名	所在地	特別警戒区域	要配慮者施設	避難場所（対象地区）
1102079	三木浦4	尾鷲市三木浦町	○		三木浦
1102080	三木浦2	尾鷲市三木浦町	○	三木浦診療所	三木浦
1102081	三木浦3	尾鷲市三木浦町	○		三木浦
1102082	小脇	尾鷲市小脇町	○		小脇
1102083	三木里1	尾鷲市三木里町	○		三木里
1103754	名柄1	尾鷲市名柄町	○		名柄
2102840	九鬼7	尾鷲市九鬼町	○		九鬼
2102841	三木浦5	尾鷲市三木浦町	○		三木浦
2102842	三木里4	尾鷲市三木里町	○		三木里
3103546	名柄2	尾鷲市名柄町	○		名柄
3103549	小脇2	尾鷲市小脇町	○		小脇
3103552	九鬼8	尾鷲市九鬼町	○		九鬼
B1162002	九鬼9	尾鷲市九鬼町	○		九鬼
B1162003	三木浦6	尾鷲市三木浦町	○		三木浦
B2162005	九鬼10	尾鷲市九鬼町	○		九鬼
B2162006	九鬼11	尾鷲市九鬼町	○		九鬼
B2162007	三木里5	尾鷲市三木里町	○		三木里
B2162008	三木里6	尾鷲市三木里町	○		三木里
B2162009	三木里7	尾鷲市三木里町	○		三木里
B2162010	三木里8	尾鷲市三木里町	○		三木里
B2162011	三木里9	尾鷲市三木里町	○		三木里
1102039	須賀利第一・須賀利第二	尾鷲市須賀利町	○		須賀利
1102040	天満1	尾鷲市天満浦、南浦	○		天満、中央部
1102041	天満浦	尾鷲市天満浦、北浦町、南浦	○		天満、北川、北部、中央部
1102042	天満3	尾鷲市天満浦	○		天満
1102043	北浦	尾鷲市北浦町、北浦東町、南浦	○		北川、北部、中央部
1102044	小久兵衛谷2	尾鷲市北浦東町	○		北川、北部
1102045	北浦1	尾鷲市北浦東町	×		北川、北部
1102046	北浦2	尾鷲市北浦町	○		北川、北部
1102047	宮の上	尾鷲市宮ノ上町、北浦西町、座ノ下町	○	宮之上小学校、第二保育園	中央部、北川、北部
1102048	宮ノ上1	尾鷲市宮ノ上町、北浦町	○		北川、北部、中央部
1102049	北浦3	尾鷲市北浦西町	○		北川、北部
1102050	坂場1	尾鷲市坂場西町、倉ノ谷町	○		中央部、国道西部
1102051	大字南浦4	尾鷲市南浦、坂場西町	○		国道西部、中央部
1102052	坂場3	尾鷲市坂場西町、南浦	○		国道西部、中央部
1102053	坂場4	尾鷲市坂場西町、南浦	○		国道西部、中央部
1102055	倉ノ谷3	尾鷲市倉ノ谷町、南浦	○		中央部、国道西部

箇所番号	箇所名	所在地	特別警戒区域	要配慮者施設	避難場所（対象地区）
1102056	大字南浦5	尾鷲市南浦	○		中央部
1102057	大字南浦6	尾鷲市南浦、倉ノ谷町	○		中央部、国道西部
1102058	大滝1	尾鷲市大滝町	○		国道西部
1102059	中村町1	尾鷲市中村町、中央町	○	尾鷲小学校	中央部
1102062	西山田ノ上1	尾鷲市北浦西町、馬越町	○		北川、北部
1102063	西山田ノ上2	尾鷲市北浦西町、馬越町、南浦	○		北川、北部、中央部
1102374	馬越谷	尾鷲市北浦東町	○		北川、北部
1103741	大字南浦7	尾鷲市南浦、坂場西町	○		国道西部、中央部
1103742	大字南浦8	尾鷲市南浦、倉ノ谷町	○		中央部、国道西部
1103743	倉ノ谷2	尾鷲市南浦、倉ノ谷町	○		中央部、国道西部
1103744	座ノ下1	尾鷲市座ノ下町、南浦	○		北川、北部、中央部
1103745	古里1	尾鷲市南浦、天満浦	○	長茂会ケアハウスきらら	天満、中央部
1103746	古里2	尾鷲市天満浦	○		天満
1103748	大字南浦1	尾鷲市南浦	○		中央部
1103756	須賀利1	尾鷲市須賀利町	○		須賀利
1103758	大字天満浦1	尾鷲市天満浦	○		天満
1103759	須賀利2	尾鷲市須賀利町	○		須賀利
1103760	須賀利3	尾鷲市須賀利町	○		須賀利
1103761	須賀利4	尾鷲市須賀利町	○		須賀利
1103762	須賀利5	尾鷲市須賀利町	○		須賀利
1103763	大字南浦2	尾鷲市南浦	○		中央部
1200092	大字南浦9	尾鷲市南浦	○	特別養護老人ホームスバル台、軽費老人ホーム尾鷲長寿園、ショートステイスバル台	中央部
1200093	泉1	尾鷲市泉町、南浦	○		国道西部、中央部
1200094	泉2	尾鷲市泉町、南浦	○		国道西部、中央部
1200095	倉の谷	尾鷲市倉ノ谷町、南浦	○		中央部、国道西部
1200096	南陽町	尾鷲市南陽町、小川東町	○		中央部、中川、矢浜
1200257	泉3	尾鷲市泉町	○		国道西部
1200260	大字南浦10	尾鷲市南浦	○		中央部
2102833	馬越1	尾鷲市馬越町、南浦	○		北川、北部、中央部
2102834	水地1	尾鷲市南浦	○		中央部
2102835	大字南浦11	尾鷲市南浦	○		中央部
2102836	泉4	尾鷲市泉町、南浦	○		国道西部、中央部
2102837	北浦東1	尾鷲市北浦東町	○		北川、北部
2102845	北浦東2	尾鷲市北浦東町、馬越町	○		北川、北部
2102846	大字南浦12	尾鷲市南浦	○		中央部
3103551	須賀利9	尾鷲市須賀利町	○		須賀利
3103553	須賀利10	尾鷲市須賀利町	○		須賀利

箇所番号	箇所名	所在地	特別警戒区域	要配慮者施設	避難場所（対象地区）
3103555	須賀利11	尾鷲市須賀利町	○		須賀利
3103556	須賀利12	尾鷲市須賀利町	○		須賀利
3103559	須賀利13	尾鷲市須賀利町	○		須賀利
3103560	須賀利6	尾鷲市須賀利町	○		須賀利
3103561	須賀利7	尾鷲市須賀利町	○		須賀利
3103564	須賀利8	尾鷲市須賀利町	○		須賀利
B1162011	大滝2	尾鷲市大滝町	○		国道西部
B1162012	泉5	尾鷲市泉町	○		国道西部
B1162013	泉6	尾鷲市泉町	○		国道西部
B1162014	泉7	尾鷲市泉町	○		国道西部
B1162015	古戸1	尾鷲市古戸町、倉ノ谷町、南浦	○		中央部、国道西部
B1162016	倉ノ谷4	尾鷲市倉ノ谷町、南浦	○		中央部、国道西部
B1162017	座ノ下2	尾鷲市座ノ下町	○		北川、北部
B1162018	北浦西1	尾鷲市北浦西町、宮ノ上町	○		北川、北部、中央部
B1162019	北浦東3	尾鷲市北浦東町	○		北川、北部
B1162020	北浦東4	尾鷲市北浦東町	○		北川、北部
B1162021	大字天満浦2	尾鷲市天満浦	○	グループホームわらべ	天満
B1162022	大字南浦18	尾鷲市南浦	○		中央部
B2162020	大字南浦19	尾鷲市南浦	○		中央部
B2162021	古戸野1	尾鷲市古戸野町、泉町、南浦	○		国道西部、中央部
B2162022	倉ノ谷5	尾鷲市倉ノ谷町	○		中央部、国道西部
B2162023	馬越2	尾鷲市馬越町、南浦	○		北川、北部、中央部
B2162024	北浦東5	尾鷲市北浦東町	○		北川、北部
B2162025	大字天満浦3	尾鷲市天満浦	○		天満
B2162026	大字南浦20	尾鷲市南浦	○		中央部
B2162027	大字南浦21	尾鷲市南浦	○		中央部
1102060	新田1	尾鷲市新田町	○		国道西部
1102061	光ヶ丘3	尾鷲市光ヶ丘	○		国道西部
1102064	松本	尾鷲市行野浦	○		行野
1103747	小原野1	尾鷲市南浦	○		中央部
1103749	光ヶ丘1	尾鷲市光ヶ丘	○	デイサービスセンターあゆむ、サービス付き高齢者住宅みち	国道西部
1103750	桂ヶ丘1	尾鷲市桂ヶ丘、南浦	○		中川、矢浜、中央部
1103751	大字大曽根浦1	尾鷲市大曽根浦	○		大曽根
1103752	大字大曽根浦2	尾鷲市大曽根浦	○		大曽根
1103753	矢浜岡崎1	尾鷲市矢浜岡崎町、南浦	○		中川、矢浜、中央部
1103757	光ヶ丘2	尾鷲市光ヶ丘、南浦	○	東紀州くろしお学園おわせ分校[b12]	国道西部、中央部

箇所番号	箇所名	所在地	特別警戒区域	要配慮者施設	避難場所（対象地区）
1103765	桂ヶ丘2	尾鷲市桂ヶ丘、南浦	○		中川、矢浜、中央部
1200097	桂ヶ丘3	尾鷲市桂ヶ丘、新田町	○		中川、矢浜、国道西部
1200258	矢浜岡崎3	尾鷲市矢浜岡崎町、南浦	○		中川、矢浜、中央部
1200259	矢浜岡崎2	尾鷲市矢浜岡崎町	○		中川、矢浜
2102838	向井1	尾鷲市向井、南浦	○		向井、中央部
2102839	大字行野浦1	尾鷲市行野浦	○		行野
2200122	矢浜岡崎4	尾鷲市矢浜岡崎町、南浦	○		中川、矢浜、中央部
3103550	大字大曽根浦3	尾鷲市大曽根浦	○		大曽根
3103557	大字南浦14	尾鷲市南浦、矢浜真砂	○		中央部、向井
3103558	大字南浦3	尾鷲市南浦	○		中央部
3103563	向井2	尾鷲市向井、南浦	○		向井、中央部
B1162004	大字大曽根浦4	尾鷲市大曽根浦	○	聖光園	大曽根
B1162005	向井3	尾鷲市向井	○		向井
B1162006	向井4	尾鷲市向井	○		向井
B1162007	大字南浦15	尾鷲市南浦	○		中央部
B1162008	矢浜4丁目1	尾鷲市矢浜4丁目	○		中川、矢浜
B1162009	桂ヶ丘4	尾鷲市桂ヶ丘	○		中川、矢浜
B1162010	新田2	尾鷲市新田町、南浦	○		国道西部、中央部
B2162012	大字大曽根浦5	尾鷲市大曽根浦	○		大曽根
B2162013	向井5	尾鷲市向井	○		向井
B2162014	大字南浦16	尾鷲市南浦、矢浜真砂	○		中央部、向井
B2162015	矢浜4丁目2	尾鷲市矢浜4丁目	○		中川、矢浜
B2162016	桂ヶ丘5	尾鷲市桂ヶ丘	○		中川、矢浜
B2162017	新田3	尾鷲市新田町、南浦	○		国道西部、中央部
B2162018	新田4	尾鷲市新田町、南浦	×		国道西部、中央部
B2162019	大字南浦17	尾鷲市南浦	○		中央部
B1162023	大字南浦22	尾鷲市南浦	○		中央部
B1162024	大字南浦25	尾鷲市南浦	○		矢浜
B2162028	北浦東6	尾鷲市北浦東町	○		北川、北部
B2162029	矢浜岡崎5	尾鷲市矢浜岡崎町、南浦	○		矢浜
B2162030	大字南浦27	尾鷲市南浦	○		矢浜
B2162031	大字南浦28	尾鷲市南浦	○		矢浜
B2162032	三木里10	尾鷲市三木里町	○		中央部
B2162033	三木里11	尾鷲市三木里町	○		中央部
B2162034	三木里12	尾鷲市三木里町	○		中央部
B2162035	九鬼12	尾鷲市九鬼町	×		九鬼
B2162036	曽根6	尾鷲市曽根町	○		曽根
B2162037	曽根7	尾鷲市曽根町	○		曽根
B3162001	大字南浦23	尾鷲市南浦	○		中央部
B3162002	大字南浦24	尾鷲市南浦	○		中央部
B3162003	大字天満浦4	尾鷲市天満浦	○		天満

箇所番号	箇所名	所在地	特別警戒区域	要配慮者施設	避難場所（対象地区）
B3162004	大字南浦26	尾鷲市南浦	○		矢浜
B3162005	三木浦7	尾鷲市三木浦町	○		三木浦
B3162006	三木浦8	尾鷲市三木浦町	○		三木浦

2. 土石流

箇所番号	箇所名	所在地	特別警戒区域	要配慮者施設	避難場所（対象地区）
62001ＩC	小向	尾鷲市梶賀町	×		梶賀
62002ＩC	梶賀川	尾鷲市梶賀町	×		梶賀
62003ＩC	クスダニ	尾鷲市梶賀町	×		梶賀
62004ＩC	池の谷	尾鷲市梶賀町	×		梶賀
62005ＩB	逢神川	尾鷲市曽根町	×		曽根
62006ＩB	マダニ東	尾鷲市曽根町	×	輪内高齢者サービスセンター	曽根
62007ＩB	マダニ西	尾鷲市曽根町	○	輪内高齢者サービスセンター	曽根
62008ＩC	とんが谷	尾鷲市曽根町	○		曽根
62009ＩB	タケノカワ	尾鷲市曽根町	×		曽根
62010ⅡB	銀杏谷	尾鷲市賀田町	○		賀田
62011ＩB-1	鈴河川-1	尾鷲市賀田町	○	輪内中学校	賀田
62011ＩB-2	鈴河川-2	尾鷲市賀田町	○	輪内中学校	賀田
62011ＩB-3	鈴河川-3	尾鷲市賀田町	○	輪内中学校	賀田
62012ＩB	小浜川	尾鷲市賀田町	×		賀田
62013ＩB	大河谷	尾鷲市賀田町	○	南輪内保育園	賀田
62014ＩB	東山	尾鷲市賀田町	○		賀田
62015ＩB-1	羽根川-1	尾鷲市賀田町	○		賀田
62015ＩB-2	羽根川-2	尾鷲市賀田町	○		賀田
62016ＩB	深津呂	尾鷲市賀田町	○		賀田
62017ＩB	東山下	尾鷲市古江町	○		古江
62018ＩB	東山中	尾鷲市古江町	○		古江
62019ＩB	東山上	尾鷲市古江町	○		古江
62020ＩB	おこの川	尾鷲市古江町	○		古江
62021ＩB	おぶこ川	尾鷲市古江町	○		古江
62022ＩB	マダニ	尾鷲市古江町	×		古江
62502ⅢC	曽根2	尾鷲市曽根町	○		曽根
62503ⅢC	曽根3	尾鷲市曽根町	○		曽根
62504ⅢC	曽根4	尾鷲市曽根町	○		曽根
62505ⅢB	曽根5	尾鷲市曽根町	○		曽根
62508ⅢB	銀杏	尾鷲市賀田町	○		賀田
62511ⅢB	三木里3	尾鷲市三木里町	○		三木里
62512ⅢB	三木里5	尾鷲市三木里町	○		三木里
A62001ⅡC	古江1	尾鷲市古江町	○		古江

箇所番号	箇所名	所在地	特別警戒区域	要配慮者施設	避難場所（対象地区）
62023ⅡB	サダヤマ	尾鷲市三木里町	○	特別養護老人ホームあさひ、小規模特別養護老人ホームあさひ	三木里
62024ⅠB	ヨネダニ	尾鷲市三木里町	○	特別養護老人ホームあさひ、小規模特別養護老人ホームあさひ	三木里
62025ⅠB	イヤマ	尾鷲市三木里町	○		三木里
62026ⅠB	山後川	尾鷲市三木里町	×		三木里
62027ⅠB	名柄川支川1	尾鷲市三木里町	○	はしづめクリニック、サービス付き高齢者住宅はまゆう、デイサービス海岸通り	三木里
62028ⅡB-1	沓川1-1	尾鷲市三木里町、名柄町	○		三木里、名柄
62029ⅡB	沓川2	尾鷲市名柄町、三木里町	○		名柄、三木里
62032ⅠC	名柄川	尾鷲市名柄町	×		名柄
62033ⅠB	白倉川	尾鷲市小脇町	○		小脇
62034ⅠC	三木谷川	尾鷲市三木浦町	○		三木浦
62035ⅠC	林ノ谷西	尾鷲市三木浦町	○	三木浦診療所、	三木浦
62036ⅠC	林ノ谷東	尾鷲市三木浦町	×	三木浦診療所、	三木浦
62037ⅠC	滝谷川	尾鷲市三木浦町	×	三木浦診療所、	三木浦
62038ⅠC	ハヤノ谷川	尾鷲市三木浦町	×	三木浦診療所	三木浦
62039ⅠC	このわ川	尾鷲市三木浦町	×		三木浦
62040ⅠB	向井南	尾鷲市早田町	○		早田
62041ⅠB	ムカイ1	尾鷲市早田町	○		早田
62042ⅠB	ムカイ2	尾鷲市早田町	○		早田
62043ⅠB-1	大川-1	尾鷲市早田町	○		早田
62043ⅠB-2	大川-2	尾鷲市早田町	○		早田
62045ⅠB	ウチゴシ	尾鷲市早田町	○		早田
62046ⅡB	名古川	尾鷲市九鬼町	○		九鬼
62047ⅠB-1	田海道川-1	尾鷲市九鬼町	○		九鬼
62047ⅠB-2	田海道川-2	尾鷲市九鬼町	○		九鬼
62047ⅠB-3	田海道川-3	尾鷲市九鬼町	○		九鬼
62047ⅠB-4	田海道川-4	尾鷲市九鬼町	○		九鬼
62047ⅠB-5	田海道川-5	尾鷲市九鬼町	○		九鬼
62047ⅠB-6	田海道川-6	尾鷲市九鬼町	○		九鬼
62048ⅠB	田海道	尾鷲市九鬼町	○		九鬼
62049ⅠB	ナカムラ	尾鷲市九鬼町	○		九鬼
62050ⅠB	宮ノ谷川	尾鷲市九鬼町	○		九鬼

箇所番号	箇所名	所在地	特別警戒区域	要配慮者施設	避難場所（対象地区）
62051ⅠB	中の谷川	尾鷲市九鬼町	×		九鬼
62052ⅠB	太田	尾鷲市九鬼町	○		九鬼
62053ⅠB	ゴンベ谷	尾鷲市九鬼町	○		九鬼
62054ⅠB	川上川	尾鷲市九鬼町	○		九鬼
62055ⅠB	羽根	尾鷲市九鬼町	○		九鬼
62056ⅠB-1	中ノ川-1	尾鷲市九鬼町	○		九鬼
62056ⅠB-2	中ノ川-2	尾鷲市九鬼町	○		九鬼
62515ⅢC	小脇1	尾鷲市小脇町	○		小脇
62516ⅢC	三木浦	尾鷲市三木浦町	○		三木浦
62517ⅢC-1	早田-1	尾鷲市早田町	○		早田
62520ⅢC-1	九鬼2-1	尾鷲市九鬼町	○		九鬼
62520ⅢC-2	九鬼2-2	尾鷲市九鬼町	○		九鬼
62521ⅢC	名古	尾鷲市九鬼町	○		九鬼
A62002ⅡB	三木里6	尾鷲市三木里町	○		三木里
62087ⅠB-1	大滝谷川-1	尾鷲市泉町、南浦	×		国道西部、中央部
62087ⅠB-2	大滝谷川-2	尾鷲市泉町、南浦	○		国道西部、中央部
62087ⅠB-3	大滝谷川-3	尾鷲市泉町、南浦	○		国道西部、中央部
62088ⅠB	和泉西	尾鷲市泉町、南浦	○		国道西部、中央部
62089ⅠB	和泉東	尾鷲市泉町、南浦	○		国道西部、中央部
62090ⅠB	古戸谷	尾鷲市古戸野町、南浦	○		国道西部、中央部
62092ⅠB	倉ノ谷南	尾鷲市倉ノ谷町、南浦	○		中央部、国道西部
62093ⅠB-1	倉ノ谷中-1	尾鷲市倉ノ谷町、南浦	○		中央部、国道西部
62094ⅡB	倉ノ谷上	尾鷲市倉ノ谷町、南浦	○		中央部、国道西部
62098ⅠB	梅ノ谷川	尾鷲市坂場西町、南浦	○		国道西部、中央部
62099ⅠB	北川	尾鷲市坂場西町、南浦、中井浦	○		国道西部、中央部
62100ⅡB	北川西	尾鷲市坂場西町、南浦、中井浦	○		国道西部、中央部
62101ⅡB	北川東	尾鷲市坂場西町、南浦、中井浦	○		国道西部、中央部
62104ⅡB-1	牛ヶ谷川-1	尾鷲市座ノ下町、南浦	○		北川、北部、中央部
62104ⅡB-2	牛ヶ谷川-2	尾鷲市座ノ下町、南浦	○		北川、北部、中央部
62104ⅡB-3	牛ヶ谷川-3	尾鷲市座ノ下町、南浦	○		北川、北部、中央部
62105ⅠB	北浦川	尾鷲市座ノ下町、南浦	○		北川、北部、中央部
62108ⅠB-1	北浦谷川-1	尾鷲市北浦西町、馬越町	○		北川、北部
62108ⅠB-2	北浦谷川-2	尾鷲市北浦西町、馬越町	×		北川、北部
62109ⅠB-1	馬越谷川-1	尾鷲市北浦東町、馬越町、北浦町	×		北川、北部
62109ⅠB-2	馬越谷川-2	尾鷲市北浦東町、馬越町、北浦町	○		北川、北部

箇所番号	箇所名	所在地	特別警戒区域	要配慮者施設	避難場所（対象地区）
62110ⅠB	小久兵衛谷川	尾鷲市北浦東町、北浦町、南浦	○		北川、北部、中央部
62111ⅠB	脇ノ浜西谷	尾鷲市天満浦、北浦町	○		天満、北川、北部
62115ⅡB	天満西谷	尾鷲市天満浦、南浦	○		天満、中央部
62116ⅠB	天満川	尾鷲市天満浦	○	特別養護老人ホームスバル台	天満
62117ⅠB-1	古里川-1	尾鷲市天満浦、南浦	○		天満、中央部
62117ⅠB-2	古里川-2	尾鷲市天満浦、南浦	○		天満、中央部
62117ⅠB-3	古里川-3	尾鷲市天満浦、南浦	○		天満、中央部
62118ⅡB	水地谷	尾鷲市南浦、天満浦	○		天満、中央部
62119ⅡB	水地東谷	尾鷲市南浦、天満浦	○		天満、中央部
62120ⅠB	又口川支川3	尾鷲市南浦	○		中央部
62121ⅠB	又口川支川1	尾鷲市南浦	○		中央部
62122ⅠB	クチスボ下	尾鷲市南浦	○		中央部
62123ⅠB	クチスボ上	尾鷲市南浦	○		中央部
62124ⅠB	クチスボ西	尾鷲市南浦	○		中央部
62125ⅠC	寺ノ谷	尾鷲市須賀利町	○		須賀利
62126ⅠC	谷後	尾鷲市須賀利町	×		須賀利
62127ⅠC	堂ノ谷	尾鷲市須賀利町	×		須賀利
62128ⅠC	浦奥中1	尾鷲市須賀利町	○		須賀利
62129ⅠC	浦奥西	尾鷲市須賀利町	×		須賀利
62130ⅠC	浦奥中2	尾鷲市須賀利町	○		須賀利
62131ⅠC	浦奥東	尾鷲市須賀利町	○		須賀利
62533ⅢB	クチスボ2	尾鷲市南浦	○		中央部
A62001ⅠB	奥5	尾鷲市須賀利町	○		須賀利
A62002ⅠB	奥6	尾鷲市須賀利町	○		須賀利
A62003ⅠB	馬越谷川-3	尾鷲市北浦東町、馬越町	○		北川、北部
A62004ⅠB	桂谷2	尾鷲市矢浜4丁目、矢浜岡崎町	○	矢浜保育園、尾鷲中学校	中川、矢浜
A62005ⅠC	岡の川支川5	尾鷲市向井	○		向井
A62004ⅡB	矢野沢2	尾鷲市南浦	○		中央部
A62005ⅡB	矢野沢3	尾鷲市南浦	○		中央部
A62006ⅠB	銀杏谷2	尾鷲市賀田町	○		賀田
A62007ⅠB	向山谷川	尾鷲市南浦、桂ヶ丘	×		中央部
62545ⅢC	酒醒川支川4	尾鷲市須賀利町	○		須賀利
62546ⅢC	奥2	尾鷲市須賀利町	○		須賀利
62547ⅢC	奥3	尾鷲市須賀利町	○		須賀利
62548ⅢC	奥4	尾鷲市須賀利町	○		須賀利
62549ⅢC	はたけの谷	尾鷲市須賀利町	○		須賀利
A62003ⅡB	梅ノ木谷川	尾鷲市南浦	○		中央部

箇所番号	箇所名	所在地	特別警戒区域	要配慮者施設	避難場所（対象地区）
62057ⅠB	奥の川	尾鷲市行野浦	○		行野
62058ⅡB	株ノ浜谷	尾鷲市行野浦	○		行野
62060ⅢC	奥の川	尾鷲市大曽根浦	○		大曽根
62061ⅠB-1	峠下谷-1	尾鷲市大曽根浦	○		大曽根
62061ⅠB-2	峠下谷-2	尾鷲市大曽根浦	○		大曽根
62062ⅡB	南ノ川	尾鷲市大曽根浦	○		大曽根
62063ⅠB	東の川	尾鷲市大曽根浦	○	聖光園	大曽根
62064ⅠB	西ノ川	尾鷲市大曽根浦	○		大曽根
62070ⅠB	真砂川支川1	尾鷲市向井、矢浜大道	○		向井
62071ⅠB	長尾谷	尾鷲市南浦	○		中央部
62072ⅠB	桶の口谷	尾鷲市矢浜4丁目、矢浜岡崎町、南浦	○		中川、矢浜、中央部
62073ⅠB	桂谷	尾鷲市矢浜4丁目、矢浜岡崎町	○		中川、矢浜
62074ⅠB	柱谷川	尾鷲市矢浜2丁目、桂ヶ丘、矢浜岡崎町、矢浜1丁目、南浦	○	矢浜小学校、尾鷲中学校、フォレストハウス[b13]	中川、矢浜、中央部
62075ⅠB	寺市谷	尾鷲市桂ヶ丘、中川	○		中川、矢浜
62076ⅠB	向山谷川	尾鷲市桂ヶ丘、中川、南浦	×		中川、矢浜、中央部
62078ⅠB	日尻野谷	尾鷲市新田町、南浦	○		国道西部、中央部
62079ⅢB	薬師谷川2	尾鷲市新田町、南浦	○		国道西部、中央部
62080ⅠB	薬師谷川	尾鷲市新田町、南浦	○		国道西部、中央部
62081ⅠB	鈴の谷川	尾鷲市光ヶ丘、新田町、南浦	○		国道西部、中央部
62082ⅠB	光ケ丘川	尾鷲市光ヶ丘、南浦	○		国道西部、中央部
62083ⅠB	中川支川1	尾鷲市南浦	○		中央部
A62001ⅠB	奥5	尾鷲市須賀利町	○		須賀利
A62002ⅠB	奥6	尾鷲市須賀利町	○		須賀利
A62003ⅠB	馬越谷川-3	尾鷲市北浦東町、馬越町	○		北川、北部
A62004ⅠB	桂谷2	尾鷲市矢浜4丁目、矢浜岡崎町	○	矢浜保育園、尾鷲中学校	中川、矢浜
A62005ⅠC	岡の川支川5	尾鷲市向井	○		向井
A62004ⅡB	矢野沢2	尾鷲市南浦	○		中央部
A62005ⅡB	矢野沢3	尾鷲市南浦	○		中央部
A62006ⅠB	銀杏谷2	尾鷲市賀田町	○		賀田
A62007ⅠB	向山谷川	尾鷲市南浦、桂ヶ丘	×		中央部

資料 5-4　山地災害危険地区一覧

1. 山腹崩壊危険地区

①民有林

番号	位置		面積(ha)	公共施設等					
	大字	字		50戸以上人家	49～10戸	9～5戸	4戸以下	道路除く公共施設	道路
1	天満浦	水池（1）	3		10				市
2	〃	水池（2）	5				1		市
3	〃	天満（1）	4			6		1	市
4	〃	天満（2）	5		26				市
5	〃	脇浜	1		38				市
6	〃	長浜	1		39			1	県
7	北浦	小久兵衛谷	2		19				市
8	南浦	宮ノ上	3	56				1	市
9	〃	宮ノ後	2		31				国
10	中井浦	茶地岡	2		18			1	国
11	〃	何枚田（1）	7	108				1	国
12	〃	何枚田（2）	1	60				2	
13	〃	倉ノ谷	1	60					
14	南浦	泉	1		20				市
15	〃	中川原	2					1	市
16	〃	光ヶ丘（1）	1	81				1	市
17	〃	光ヶ丘（2）	2	88				2	市
18	〃	鈴ノ谷（1）	3	81					市
19	〃	鈴ノ谷（2）	6		42				市
20	〃	矢ノ浜、上ノ山	4		30			2	市
21	〃	矢ノ浜、野田山	2		16				国
22	〃	向井小谷	7	151				3	市
23	〃	向井	3		37			1	市
24	〃	寺ノ上	5	88				3	国
25	大曽根浦	網代谷	2						県
26	行野浦	松ノ上	1		24			2	県
27	〃	株ヶ浜	1				1		国
28	〃	松本	1		46				国
29	九鬼	山川	3				1		
30	〃	羽根	3	86				1	県
31	〃	宮ノ谷	5		36				市
32	〃	中村	2			7			県
33	〃	名古（1）	3		13				国
34	〃	名古（2）	4		23				国
35	〃	名古（3）	2			5			国
36	早田	東山	2		25			2	市
37	〃	日向原	1						国
38	〃	大中曽	6	90				4	市
39	三木浦	早田通	1		43			3	国
40	〃	新田	1	95					国
41	小脇	白浜谷	1			6			市
42	名柄	清水谷	2		24				国
43	三木里	猪ノ山	1		13			1	鉄
44	古江	中ノ内	1		35			1	国
45	〃	〃	1	156				1	国

番号	位置		面積(ha)	公共施設等					
	大字	字		50戸以上人家	49～10戸	9～5戸	4戸以下	道路除く公共施設	道路
46	〃	大又平	1	82				1	国
47	〃	〃	1						国
48	賀田	羽根	5	89				1	国
49	〃	平兵衛谷	3	52				4	市
50	〃	銀杏	2		25				県
51	〃	〃	1			5			県
52	曽根	藤須	3		24			1	国
53	〃	トウガ谷	1			5			国
54	〃	間谷	2	80				2	国
55	〃	間谷口	1		15				国
56	〃	梶賀通	1		11				国
57	梶賀	ハナシ	1						市
58	〃	〃	2			5		1	市
59	南浦	光ヶ丘	5		24			1	市
60	賀田町	銀杏（2）	2		19			1	県
61	梶賀	ハナシ	3		23			1	市
62	南浦	ウシノタニ	4						市
63	〃	天満小屋	2						国
64	梶賀町	小村向キ	3		39			2	市
65	九鬼町	宮谷	2		17				
66	南浦	クチスボ	3						林
67	南浦	クチスボ2	4						林
68	須賀利	甲ノ上	1		44			2	市
69	三木浦	太地	1						林

②国有林

番号	位置		面積(ha)	公共施設等					
	大字	字		50戸以上人家	49～10戸	9～5戸	4戸以下	道路除く公共施設	道路
1	南浦	キヨラ谷	20					1	国
2	〃	割石	6						国
3	〃	割石	4						国
4	〃	矢ノ川伝唐越	2						国
5	〃	矢ノ川カケ谷	1						国
6	〃	矢ノ川唐池	10						国

2. 崩壊土砂流出危険地区

①民有林

番号	位置		面積(ha)	公共施設等					
	大字	字		50戸以上人家	49～10戸	9～5戸	4戸以下	道路除く公共施設	道路
1	天満浦	水地在ノ上	0.72		11			1	市
2	〃	古里在ノ上	0.36		22			1	市
3	〃	天満ノ上	0.45	82				1	市
4	北浦	小久兵衛谷	0.54	157				2	県

番号	位置		面積 (ha)	公共施設等					
	大字	字		50戸以上人家	49～10戸	9～5戸	4戸以下	道路除く公共施設	道路
5	〃	甚兵衛谷	0.3	220				1	県
6	〃	不動谷	1.17	239				2	県
7	〃	ウシノ谷	0.3	484				5	県
8	南浦	蛙又	0.72	515				4	国
9	〃	和泉（1）	0.24	320				2	国
10	〃	和泉（2）	0.9	182				2	国
11	〃	鈴ノ谷	0.45	295				1	市
12	〃	向山	0.45	61					国
13	〃	真砂川	3.45		15				国
14	〃	向井小谷	0.36		46				県
15	大曽根浦	白浜谷	0.9		16				県
16	〃	アジロ谷	0.84				2		県
17	行野浦	中ノ川	0.45	52				2	県
18	九鬼	小屋ノ谷	0.63	286				3	県
19	〃	杉名谷	0.27	58				3	県
20	〃	名古	0.63			7			国
21	〃	滝ノ頭	0.96			5			国
22	早田	八瀬山	0.84	105				5	国
23	〃	西長浜入江	0.24	89				4	国
24	三木浦	滝ノ山	0.36	175				5	国
25	小脇	白倉	0.72			7			国
26	三木浦	猪山	3.24	381				5	国
27	賀田	荒石	0.18				3		国
28	〃	東山	0.18		23			1	国
29	〃	上山	1.08	185				5	国
30	〃	平兵衛谷	0.18	183				5	国
31	〃	丸山	0.18	64				4	国
32	〃	スズコ	1.5		39			1	国
33	曽根	竹ノ川	0.36		30			1	県
34	〃	長峰	0.63	121				3	国
35	梶賀	丸山	2.25	65				2	市
36	〃	小村向井	0.27	57				2	市
37	須賀利	丹生	0.27						林
38	曽根	梶賀通	0.18						国
39	南浦	八ヶ尾	0.9	246				5	県
40	賀田	銀杏	0.68		34			1	国
41	古江	平松	0.75						国
42	三木里	奥名柄	2.25				4		国
43	九鬼	橋崩	1.8		24				国
44	南浦	梅ノ木谷	0.63	575				5	県
45	〃	向井本谷	1.95		18				県
46	〃	八木山、コサ山	0.45		15				市
47	〃	野田山	1.95			9			国
48	〃	焼餅谷	0.72						国
49	〃	矢ノ川、ウト木屋	1.8						国
50	賀田	カノボリ	6.6						国
51	南浦	川原木屋	0.27						国
52	九鬼	人渡	1.62						国
53	天満浦	脇ノ濱	0.18			6			市
54	賀田	大和谷	1.35						県

番号	位置		面積(ha)	公共施設等					
	大字	字		50戸以上人家	49～10戸	9～5戸	4戸以下	道路除く公共施設	道路
55	南浦	ササボセ	1.15					1	国
56	矢ノ浜	岡崎	0.24				3		国
57	南浦	栃川原	0.6						国
58	〃	主ヶ谷	1.8						国
59	賀田	弓山	5.28						県
60	南浦	川原木屋2	11.52						県
61	賀田	中山	6.96						国
62	九鬼	宮の谷	2.88	55				2	県
63	南浦	河奥栃川原	1.32						県
64	南浦	口窄	2.28				2	1	国
65	三木里	下野谷	2.25		16			1	県
66	曽根	小谷	0.18	47				1	国
67	南浦	矢ノ川小瀧	0.19						林
68	天満浦	脇ノ濱	0.05				3		市
69	南浦	栃川原	0.57						国
70	南浦	栃川原	0.43						国
71	南浦	クチスポ	2.25					1	林

②国有林

番号	位置		面積(ha)	公共施設等					
	大字	字		50戸以上人家	49～10戸	9～5戸	4戸以下	道路除く公共施設	道路
1	南浦	矢ノ川伝唐越	4.1						国
2	〃	割石	2.9						国
3	〃	割石	3.0						国

資料 5-5　土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域内災害時要援護者利用施設等一覧

土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域内災害時要援護者利用施設等一覧

名　称	所　在　地	連　絡　先
聖光園	尾鷲市大字大曽根浦15-1	(TEL)　22-0669
ケアハウスきらら	尾鷲市大字南浦4621-2	(TEL)　22-8101
ショートステイスバル台	尾鷲市大字南浦4587-4	(TEL)　22-8100
軽費老人ホーム尾鷲長寿園	尾鷲市大字南浦4584-3	(TEL)　23-3328
三木浦診療所	尾鷲市三木浦町335-2	(TEL)　28-8200
特別養護老人ホームスバル台	尾鷲市大字南浦4587-4	(TEL)　22-8100
南輪内保育園	尾鷲市賀田町313-5	(TEL)　27-2282
デイサービスセンターあゆむ	尾鷲市光ヶ丘11-44	(TEL)　25-0556
サービス付き高齢者住宅みち	尾鷲市光ヶ丘11-44	(TEL)　25-0556
輪内高齢者サービスセンター	尾鷲市曽根町606-1	(TEL)　27-3800
くろしお学園尾鷲分校	尾鷲市光ヶ丘28-61	(TEL)　23-1547
グループホームわらべ	尾鷲市大字南浦古里の上4689-1	(TEL)　25-2502
特別養護老人ホーム　あさひ	尾鷲市三木里町967-1	(TEL)　28-3551
小規模特別養護老人ホームあさひ	尾鷲市三木里町294-3	(TEL)　28-3552
はしずめクリニック	尾鷲市三木里町294-3	(TEL)　28-8000
デイサービス海岸通り	尾鷲市三木里町293-10	(TEL)　28-8800
矢浜小学校	尾鷲市矢浜２丁目3-52	(TEL)　22-0178
尾鷲中学校	尾鷲市矢浜２丁目16-7	(TEL)　22-0224
賀田小学校	尾鷲市賀田町319	(TEL)　27-2005
宮之上小学校	尾鷲市宮ノ上町6-48	(TEL)　22-0317
尾鷲小学校	尾鷲市中村町4-58	(TEL)　22-0172
輪内中学校	尾鷲市賀田町572	(TEL)　27-2041
第二保育園	尾鷲市宮ノ上町8-1	(TEL)　22-0946
サービス付き高齢者住宅はまゆう	尾鷲市三木里町字里292	(TEL)　28-3230
矢浜保育園	尾鷲市矢浜２丁目24-1	(TEL)　22-6368
フォレストハウス	尾鷲市桂ヶ丘4381	(TEL)　49-0155[b14]

資料 5-6　洪水浸水想定区域一覧

1. 洪水浸水想定区域を指定した河川名

所管する建設事務所	水　系　名	河　川　名
尾鷲建設事務所	銚子川	又口川、古和谷川、クチスボ川
尾鷲建設事務所	矢ノ川	矢ノ川、真砂川
尾鷲建設事務所	田海道川	田海道川
尾鷲建設事務所	沓川	沓川
尾鷲建設事務所	八十川	八十川
尾鷲建設事務所	小浜川	小浜川
尾鷲建設事務所	古川	古川
尾鷲建設事務所	北川	北川
尾鷲建設事務所	中川	中川

資料 5-7　気象警報等の種類と発表基準

警報・注意報発表基準一覧表

令和6年5月23日現在
発表官署　津地方気象台

尾鷲市	府県予報区	三重県		
	一次細分区域	南部		
	市町村等をまとめた地域	紀勢・東紀州		
警報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	40	
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	274	
	洪水	流域雨量指数基準		
		複合基準*1	―	
		指定河川洪水予報による基準	―	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s　雪を伴う
			海上	25m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
	波浪	有義波高	6.0m	
	高潮	潮位	2.1m	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	19	
		土壌雨量指数基準	126	
	洪水	流域雨量指数基準		
		複合基準*1	―	
		指定河川洪水予報による基準	―	
	強風	平均風速	陸上	13m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	13m/s　雪を伴う
			海上	15m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm	
	波浪	有義波高	3.0m	
	高潮	潮位	1.4m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度30%で，実効湿度60%		
	なだれ			
	低温	冬期：最低気温-5℃以下		
	霜	晩霜期に最低気温3℃以下		
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	120mm	

*1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

[b15]

気象等に関する特別警報の発表基準一覧表

種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準一覧表[b16]

種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 （大津波警報を特別警報に位置づける）
地震 （地震動）	震度６弱以上または長周期地震動階級4の大きさの地震動が予想される場合 （緊急地震速報（震度６弱以上または長周期地震動階級4）を特別警報に位置づける）
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 （噴火警報（居住地域）＊を特別警報に位置づける）

（*）噴火警戒レベルを運用している火山では「噴火警報（居住地域）」（噴火警戒レベル４または５）を、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報（居住地域）」（キーワード：居住地域厳重警戒）を特別警報に位置づけています。

第６　災害復旧・復興関係

資料 6-1　尾鷲市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 49 年 9 月 25 日
条例第 23 号

目次

第 1 章　総則(第 1 条・第 2 条)
第 2 章　災害弔慰金(第 3 条―第 8 条)
第 3 章　災害障害見舞金の支給(第 9 条―第 11 条)
第 4 章　災害援護資金の貸付(第 12 条―第 16 条)
附則

第 1 章　総則

(目的)

第 1 条　この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。)及び同法施行令(昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条　この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1)　災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2)　市民とは、災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章　災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第 3 条　市は市民が、令第 1 条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条　災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1)　死亡者の死亡当時において、死亡者より生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。

(2)　前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア　配偶者
イ　子
ウ　父母
エ　孫
オ　祖父母

(3)　死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2　前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3　遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前二項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4　前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員になされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条　災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の、生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条　災害の際、現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条　弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1)　当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2)　令第2条に規定する場合

(3)　災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと、その他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続)

第8条　市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより、支給を行うものとする。

2　市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章　災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条　市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは当該市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条　障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条　第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章　災害援護資金の貸付

(災害援護資金の貸付け)

第12条　市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2　前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条　災害援護資金の1災害における一世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれの各号に掲げるとおりとする。

(1)　療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以上「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合　150万円

イ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　250万円

ウ　住居が半壊した場合　270万円

エ　住居が全壊した場合　350万円

(2)　世帯主に負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　150万円

イ　住居が半壊した場合　170万円

ウ　住居が全壊した場合(エの場合を除く。)　250万円

エ　住居の全体が滅失若しくは流失した場合　350万円

(3)　第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2　災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は5年)とする。

(利率)

第14条　災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

第15条　災害援護資金は、年賦償還(又は、半年賦償還)とする。

2　償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3　償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支出猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条　この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年9月1日から適用する。

附　則(昭和50年6月24日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(昭和52年3月31日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和52年1月1日から適用する。

附　則(昭和53年6月27日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年5月1日から適用する。

附　則(昭和56年9月30日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年6月1日から適用する。

附　則(昭和57年9月30日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附　則(昭和62年3月25日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により、被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則(平成3年12月24日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則(平成23年10月6日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

資料 6-2　災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和 49 年 9 月 25 日
規則第 16 号

目次

第 1 章　総則(第 1 条)
第 2 章　災害弔慰金の支給(第 2 条・第 3 条)
第 3 章　災害障害見舞金の支給(第 4 条・第 5 条)
第 4 章　災害援護資金の貸付け(第 6 条―第 18 条)
附則

第 1 章　総則

(目的)

第 1 条　この規則は、尾鷲市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年尾鷲市条例第 23 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章　災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第 2 条　市長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

(1)　死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別、生年月日
(2)　死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
(3)　死亡者の遺族に関する事項
(4)　支給の制限に関する事項
(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 3 条　市長は、この市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2　市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第 3 章　災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第 4 条　市長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(1)　障害者の氏名・性別・生年月日
(2)　障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
(3)　障害の種類及び程度に関する事項
(4)　支給の制限に関する事項
(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 5 条　市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2　市長は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(別紙様式第 1 号)を提出させるものとする。

第 4 章　災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

第 6 条　災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した借入申込書(別紙様式第 2 号)を市長に提出しなければならな

い。

(1)　借入申込者の住所、氏名、及び生年月日

(2)　貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法

(3)　貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画

(4)　保証人となるべき者に関する事項

(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2　借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1)　世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書

(2)　被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(3)　その他市が必要と認めた書類

3　借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調書)

第7条　市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条　市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書(別紙様式第3号)を借入申込者に交付するものとする。

2　市長は、借入申込者に対して、資金の貸し付けない旨を決定したときは、貸付決定不承認通知書(別紙様式第4号)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条　貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人の連署した借用書(別紙様式第5号)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条　市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

第11条　市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条　繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(別紙様式第6号)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条　借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した申請書(別紙様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2　市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書(別紙様式第8号)を、当該借受人に交付するものとする。

3　市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(別紙様式第9号)を、当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条　借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書(別紙様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2　市長は、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認書(別紙様式第 11 号)を当該借受人に交付するものとする。
3　市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認書(別紙様式第 12 号)を、当該借受人に交付するものとする。
(償還免除)
第 15 条　災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由、その他市長が必要と認める事項を記載した申請書(別紙様式第 13 号)を、市長に提出しなければならない。
2　前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。
(1)　借受人の死亡を証する書類
(2)　借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類
3　市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認書(別紙様式第 14 号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。
4　市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認書(別紙様式第 15 号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。
(督促)
第 16 条　市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。
(氏名又は住所の変更届等)
第 17 条　借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかにその旨を市長に氏名等変更届(別紙様式第 16 号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。
第 18 条　この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、昭和 49 年 9 月 1 日から適用する。

附　則(昭和 57 年 9 月 30 日規則第 11 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条及び第 5 条の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

様式第 1 号～第16号〈略〉

尾鷲市地域防災計画

令和７年２月修正

発　行　尾鷲市防災会議

事務局　尾鷲市防災危機管理課
電話　0597-23-8118